

建設業許可申請の手引き

令和7年2月以降
【書面申請用】

広島県建設産業課

令和7年2月

目 次

	ページ
1 建設業の許可制度	1
(1) 建設業とは	1
(2) 許可を必要とする者	1
(3) 許可を受けなくてもよい場合	1
(4) 建設工事と建設業の種類	2
2 許可の区分	1 1
(1) 大臣許可と知事許可	1 1
(2) 特定建設業の許可と一般建設業の許可	1 1
3 許可の有効期間	1 2
4 許可の有効期間の調整(一本化)	1 3
5 許可の基準(許可を受けるための要件)	1 4
(1) 許可要件	1 4
(2) 許可要件の説明	1 7
① 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力について	1 7
② 営業所技術者等について	1 9
③ 誠実性について	2 1
④ 財産的基礎等について	2 1
6 許可の申請	2 3
(1) 許可申請手続きの流れ	2 3
(2) 許可申請の区分	2 4
(3) 許可申請手数料	2 5
(4) 申請書類一覧表	2 6
(5) 申請書類の提出先・申請に関する問い合わせ先	2 8
(6) 申請書類の提出部数	2 8
7 許可申請書等の作成について(申請書類の記載例及び記載上の注意)	2 9
(1) 建設業許可申請書	3 0
(2) 建設業許可申請書別紙一	3 1
(3) 建設業許可申請書別紙二(1)(新規許可等)	3 2
(4) 建設業許可申請書別紙二(2)(更新)	3 3
(5) 建設業許可申請書別紙三	3 3
(6) 建設業許可申請書別紙四	3 4
(7) 営業所写真	3 5
(8) 工事経歴書	3 6

(9)	直前3年の各事業年度における工事施工金額	40
(10)	使用人数	41
(11)	誓約書	42
(12)	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	43
(13)	常勤役員等の略歴書	44
(14)	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	45
(15)	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第二～四面)	46
(16)	常勤役員等の略歴書(様式第七号の二 別紙一)	47
(17)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第七号の二 別紙二)	48
(18)	健康保険等の加入状況	49
(19)	営業所技術者等証明書(新規)	50
(20)	実務経験証明書	51
(21)	指導監督の実務経験証明書	52
(22)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	53
(23)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	54
(24)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	55
(25)	株主(出資者)調書	56
(26)	財務諸表(法人用)	57
(27)	財務諸表(個人用)	64
(28)	営業の沿革	66
(29)	所属建設業者団体	67
(30)	主要取引金融機関名	68
8	各種確認資料について	69
(1)	確認資料全般についての留意事項	69
(2)	営業所の所有権又は使用権について	69
(3)	「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」について	69
(4)	「常勤役員等証明書」、「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」及び「営業所技術者等証明書」について	70
(5)	「建設業法施行令第3条に規定する使用人」について	70
(6)	「健康保険等の加入状況」について	70
	・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者	73
	・経營業務の管理責任者の補佐経験について	75
	・営業所技術者等の確認資料	76
	・建設業の種類別指定学科一覧表	77

・営業所技術者等の実務経験の緩和について	78
・出向者の場合の常勤性確認資料	80
9 許可申請の取下げについて	81
10 許可後の留意事項	82
・建設業許可の標識	83
・建設業許可証明について	84
・建設業許可申請書の閲覧について	84
11 変更届等の提出	85
(1) 添付書類及び確認資料	85
(2) 届出書類の提出部数	87
(3) 郵送による受付について	87
(4) 営業所技術者等証明書(変更)の作成具体例及び留意事項	88
12 変更届等の作成について(届出書類の記載例及び記載上の注意)	89
(1) 変更届出書(第一面)	90
(2) 変更届出書(第二面)	92
(3) 変更届出書(決算変更届)	93
(4) 常勤役員等証明書	94
(5) 営業所技術者等証明書	95
(6) 届出書	99
(7) 廃業届	100
13 各種コード番号表	101
・広島県市区町村コード番号表	101
・営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	102
・営業所技術者等(になることができる)資格・免許等コード番号一覧表	103
14 事業承継の認可について	107
(1) 申請先	107
(2) 提出書類及び確認資料	108
(3) 申請書類の提出部数	111
(4) 手数料	111
(5) 受付期間	111
(6) 有効期間	111
(7) 承継後の書類提出期限	111
(8) 承継の効果	112

★ 「建設業許可申請の手引き」について

この手引は、建設業法に基づく建設業許可の制度の概要や広島県知事から建設業の許可を取得される場合の申請書等の作成方法や手順を説明しています。

建設業許可は、許可の区分により国土交通大臣による許可と都道府県知事による許可に分かれています。許可の審査方法や手順は、それぞれの許可権者によって異なる場合がありますので、広島県知事許可以外の許可を取得される場合は、当該許可権者の担当窓口へお問い合わせください。

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用される方は、「建設業許可・経営事項審査電子申請の手引き」をご確認ください。

1 建設業の許可制度

(1) 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことを業として行うことをいいます。

(2) 許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、(3)に掲げる工事を除く全てが許可の対象となり、29種の建設業の種類(業種)ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

(3) 許可を受けなくてもよい場合

① 軽微な建設工事

- ・ 建築一式工事 … 1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事
又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ・ その他の工事 … 1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※1 請負代金の額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。
※2 注文者が材料を提供する場合の請負代金の額は、支給材料代(市場価格+運送費)を請負代金の額に加えたものとします。
※3 同一の目的物件であるにもかかわらず、工事の完成を2以上の契約に分割して請負っているときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額を合計して請負代金の額を判断します。

② 附帯工事

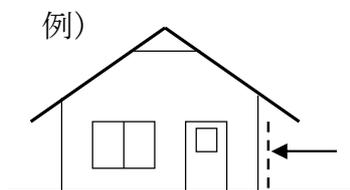
軽微な建設工事に該当しない工事を請け負うときは、その工事に対応する建設業の許可を受けていなければなりません。許可を受けた建設業に係る建設工事の施工に際し、その工事に附帯する他の建設工事(以下「附帯工事」という。)があるときは、その附帯工事に関する建設業の許可がなく、かつ、それが軽微な建設工事でなくても、許可を受けている建設業に係る建設工事とともにその附帯工事を請け負うことができます。

附帯工事には、

- ・ 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
- ・ 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事

があります。

例)



施工内容 …… 左官工事(主体)、大工工事(附帯)
モルタルの補修のため下地を修理することは大工工事に当たるが、この工事は左官の目的のための附帯左官工事であるため、大工工事の許可を受けていなくても、左官工事業の許可を受けていればよい。

(4) 建設工事と建設業の種類 許可業種の29業種の区分は次のようになります。

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
土木一式工事	土木工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。	<p>1 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>2 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
建築一式工事	建築工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される複雑な工事	建築基準法に規定する建築物の新築、増改築、移転、主要構造部を一括して請負施工する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事		
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル防水工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>1 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>2 ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>3 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>	

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 2 くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事 3 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 4 コンクリートにより工作物を築造する工事 5 その他基礎的ないしは準備的工事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 2 くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ち工事 3 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 4 コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 5 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレストキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 2 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の制作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 3 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 4 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 5 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 6 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 7 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 8 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 9 トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレストキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>1 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>2 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>3 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>1 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>2 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>1 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などのフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>2 し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>3 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>4 建築物の中に設置される通常空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>5 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>6 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>1 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事の内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>2 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>3 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレストキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>1 『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>2 ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>3 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>1 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>2 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

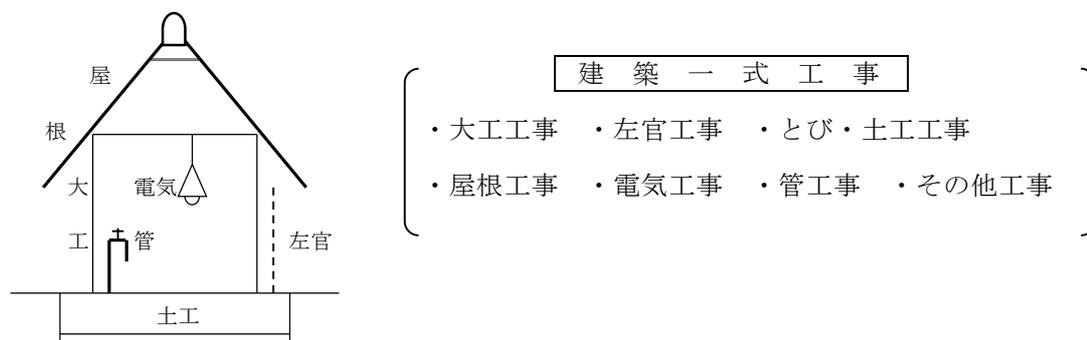
建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属簿板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	<p>1 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>2 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<p>1 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>2 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p>
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<p>1 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</p> <p>2 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</p> <p>3 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</p>
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<p>1 『機械器具設置工事』には、広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>2 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>3 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>4 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、TV電波障害防除設備工事	<p>1 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>2 『機械器具設置工事』には、広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては、原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>1 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>2 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>3 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>4 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>5 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>1 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>2 し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>1 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>2 『機械器具設置工事』には、広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>1 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>2 し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

☆ 建設工事と許可業種の関係 建築一式工事(住宅新築工事)の場合

(一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに2つ以上の専門工事を複合的・有機的に組み合わせて土木工作物又は建築物を建設する工事であり、通常は元請工事です。)



当該事例のように、個人住宅の建築を全部請け負う場合は、建築一式工事(建築工事業)の許可があれば請け負うことができます。しかし、軽微な工事の範囲を超える大工工事や左官工事のみの工事を請け負うときには、専門工事となるため、建築工事業の許可のみでは請け負うことができません。(→対応する建設業の許可、例えば大工工事であれば大工工事業、左官工事であれば左官工事業の許可が必要であり、一式工事の許可を有していれば他の専門工事も単独で請け負えるということではありません。)

☆ 建設工事に該当しない工事等

- ・船舶、汽車、飛行機等土地に定着しない工作物の建造及びその内部における配管、塗装、内装仕上げ、ガラス工事等
- ・設備関係の保守点検・管理
- ・樹木等の冬囲い、せん定、施肥、街路樹の枝はらい、苗木の育成販売、樹木の伐採、造林事業等
- ・道路維持業務における草刈、除土運搬、除雪、路面清掃、側溝清掃等
- ・砂利採取・採石業務、イベント等における仮設物等の仮設工事、家電販売に伴う付帯物の取付け等

☆ 自社(者)物件に係る工事

自社(者)物件に係る工事は、建設工事の完成を請け負うものではないため、建設業の許可がなくても施工できます。ただし、完成工事高に計上することはできません。

■ 浄化槽工事業者登録(届出)・解体工事業者登録

許可を要しない軽微な建設工事のみを請負う事業者であっても、その工事が浄化槽工事の場合には「浄化槽法」による浄化槽工事業者の登録を、解体工事の場合には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」による解体工事業者の登録を受ける必要があります。

また、土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を持つ業者が浄化槽工事業を営む場合には、「浄化槽法」による浄化槽工事業者の届出が必要です。

詳細は、広島県のホームページをご覧ください。

2 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、許可を受けようとする建設業者の設ける営業所(※)の所在地の状況によって、「大臣許可」と「知事許可」に区分されます。

大臣許可 … 2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合

知事許可 … 1つの都道府県に営業所を設ける場合

※営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。

※本店又は支店が、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の支店、営業所等に対して、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば建設業法上の営業所に該当します。

※建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。

(2) 特定建設業の許可と一般建設業の許可

[特定建設業の許可] … 発注者から直接請負う1件の建設工事について、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額)が5,000万円(建築一式工事においては、8,000万円)以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

[一般建設業の許可] … 特定建設業の許可が必要な工事以外の工事のみを施工しようとするもの

※ 特定建設業の許可の制度は、下請負人の保護などを目的に設けられているもので、一般建設業の許可に比べて、より厳しい基準と法令上のいくつかの義務が付加されます。

<特定建設業の許可が必要な場合>

例) (元 請) (1次下請) (2次下請)
発注者 → **A 社** → **B 社** → **C 社**

(土木一式工事を2億円で発注) (B社へ8,000万円で下請け) (C社へ5,500万円で下請け)

⇒ A社は特定建設業許可が必要。B社とC社は一般建設業許可でよい。
(B社からC社への下請金額は5,000万円以上ですが、元請ではないため特定建設業の許可は必要ありません。)

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、**5年間**です。

許可の更新を受けなければ、有効期間の満了とともに効力を失います。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、許可の有効期間が満了する日の**30日前**までに、許可の更新の申請(※)をしなければなりません(建設業法施行規則第5条)。許可の更新の申請をしていれば、有効期間満了後であっても、許可又は不許可となるまでは、従前の許可は有効です。

※ 申請は、許可の有効期間の満了する3か月前から受付けしています。

営業の意思があるにもかかわらず、有効期間の30日前(30日未満～有効期間)までに申請ができなかった場合は、申請窓口にご相談ください。

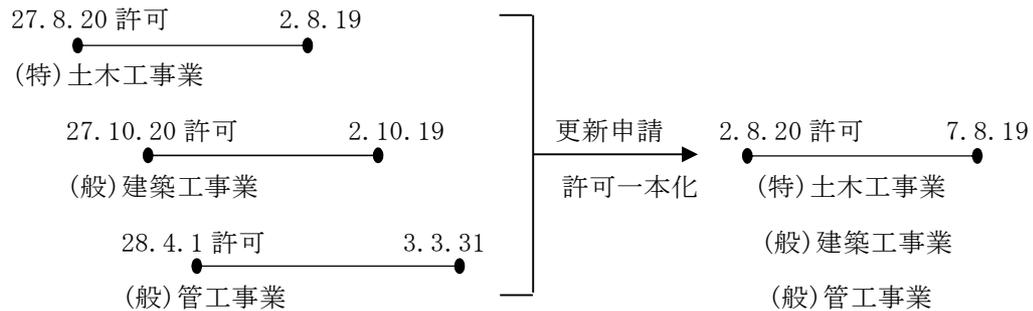
4 許可の有効期間の調整(一本化)

次のような場合、許可年月日を一本化することができます。

(1) 更新における一本化

許可年月日の異なる2以上の許可を受けている場合において、その内の最初に有効期間の満了する許可(業種)の更新申請をする際に、有効期間の残っている他の許可についても同時に許可申請を行う場合

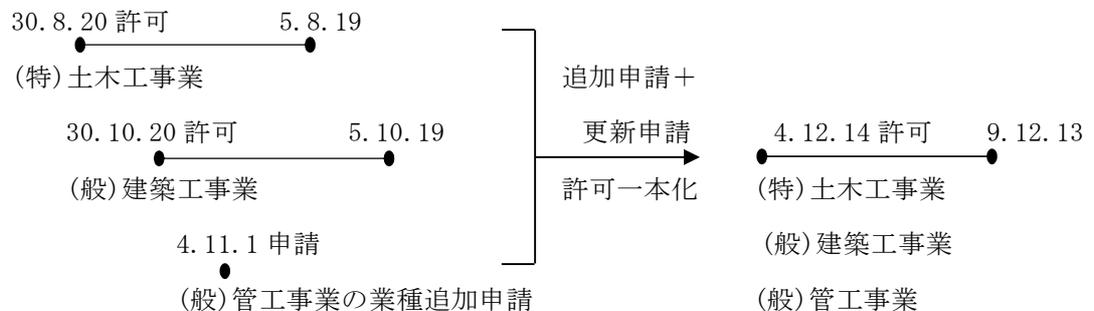
(例1)



(2) 業種の追加(又は、般・特新規)と更新における一本化

業種追加(又は、般・特新規)申請をする際、有効期間の残っている許可について同時に許可申請を行う場合

(例2)



※ ただし、許可の一本化を申請する場合には、例2のとおり現在有効な許可のすべて(特定及び一般の許可を有している場合は、その両方)について更新申請をしなければならず、一本化後はそれぞれの業種により異なっていた許可年月日が、1つの許可年月日に統一化されます。

※ 業種追加+更新、般・特新規+更新、般・特新規+業種追加+更新は、更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期間満了日の45日前までに申請してください。

5 許可の基準(許可を受けるための要件)

(1) 許可要件

許可を受けるためには、一般建設業、特定建設業の区分ごとに次表の項目に掲げるすべての要件を満たしていなければなりません。

(許可要件の説明は、P17～22を参照してください。)

項	目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力	1 右のいずれかに該当するものであること。	<p style="text-align: center;">〔法第7条第1号〕 〔規則第7条第1号〕</p> <p>イ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 2 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者 3 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 <p>ロ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者 	<p style="text-align: center;">〔法第15条第1号〕</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

項 目		一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力	1 右のいずれかに該当するものであること。	2 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者	〔法第15条第1号〕 同 左
	2 次のいずれにも該当する者であること。	<p>〔法第7条第1号〕 〔規則第7条第2号〕</p> <p>イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p>	〔法第15条第1号〕 同 左
② 営業所技術者等	すべての営業所に、右のいずれかに該当する営業所技術者等がいること。	<p>〔法第7条第2号〕</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかに該当する者</p> <p>イ 高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科卒業後5年以上、大学又は高等専門学校の指定学科卒業(専門職大学の指定学科前期課程修了を含む)後3年以上の実務経験を有する者。※1(指定学科P77)</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者</p> <p>ハ イ、ロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認められた者で、具体的には、次の①又は②に該当する者</p> <p>① 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上、旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者、大学院を置く大学において指定</p>	<p>〔法第15条第2号〕</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかに該当する者</p> <p>イ P103～105の表の資格区分中「◎」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当し、かつ元請として4,500万円以上の工事(平成6年12月28日以前にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上)について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>※ 指定建設業については、イ又はハに該当する者であること。</p>

項 目		一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
② 営業所技術者等	すべての営業所に、右のいずれかに該当する営業所技術者等がいること。	学科に係る単位を優秀な成績で卒業したと当該大学が認めたことにより大学院に入学した後3年以上の実務経験を有する者、指定学科に関し学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後3年の実務経験を有する者、又は専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称する者。 ② P103～106の表の資格区分中「○」、「◎」に該当する者	〔指定建設業〕 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業をいう。
③ 誠実性	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。	〔法第7条第3号〕 当該法人、その役員等※2、個人事業主、支配人、支店長、営業所長が左に該当すること。	〔法第15条第1号〕 同 左
④ 財産的基礎等	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は、金銭的信用を有すること。	〔法第7条第4号〕 次のいずれかに該当すること。 1 自己資本の額が500万円以上であること。 2 500万円以上の資金を調達する能力があること。 3 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。	〔法第15条第3号〕 次のすべての要件に該当すること。 1 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 2 流動比率が75%以上であること。 3 資本金の額が2,000万円以上であること。 4 自己資本の額が4,000万円以上であること。
項 目		一般建設業・特定建設業に共通	
⑤ その他	欠格要件等	〔法第8条〕 許可申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は、法人にあっては当該法人が、個人にあっては個人事業主(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する法定代理人(法人である場合においては当該法人)を含む。)が次のいずれかに該当するとき、若しくは法人にあってはその役員等※2、又は施行令第3条に定める使用人が、個人にあっては施行令第3条に定める使用人又は未成年者に対する法定代理人が法人である場合のその役員等が、次の1から5、7、8又は9のいずれかに該当するときは、許可を受けることはできない。 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 2 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者) 3 ①不正な手段により許可を受けたこと、②指示処分などの対象に該当する場合で情状が特に重いこと、③営業停止処分に従わないこと 4 3の場合で、許可の取消処分に係る聴聞の通知の日以降に廃業届を提出し、その届出の日から5年を経過しない者	

項 目		一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
⑤ そ の 他	欠格要件等	5 4の廃業届を提出した場合において、許可の取消処分に係る聴聞の通知の日前60日以内に、役員、支配人、支店長等であった者で、その届出の日から5年を経過しない者	
		6 建設業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 7 許可を受けようとする建設業について、営業を禁止されており、その禁止の期間が経過しない者 8 次に該当する者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ① 禁錮以上の刑に処せられた者 ② 建設業法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者 ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、景観法、都市計画法、労働基準法、職業安定法若しくは労働者派遣法のうち政令で定める規定に違反して罰金の刑に処せられた者 ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者 ⑤ 刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた者 9 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 10 9のものが、その事業活動を支配する者	

※1 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定のものを指します。

※2 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者

(2) 許可要件の説明

① 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力」について

ア 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。

「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等(建設業に関

する事業の一部のみ分掌する事業部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。)については、含まれるものとします。

なお、常勤役員等は、**営業所に常勤**していなければなりません。

(ア) 「**常勤**」とは、原則として本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状態をいいます。

なお、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により、専任を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一営業体で、かつ同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他者の常勤職員、他の法人の清算人、国又は地方公共団体の議会議員は、常勤性に欠けるため常勤役員等としては認められません(施行令第3条の使用人も同様)。

(イ) 「**建設業に関し**」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱います。

(ウ) 「**経營業務の管理責任者としての経験を有する者**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

(エ) 「**経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)**」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮、及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

(オ) 経營業務を補佐した経験(以下「**補佐経験**」という。)とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。(補佐経験を認める際の基準については、P75「経營業務の管理責任者の補佐経験について」を参照してください。)

(カ) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業を営む者の経験に限られます。(他業種での経験は不可)

「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

(キ) 経験年数は、連続している必要はなく、通算して5年、又は6年あればよく、期間の計算は、次のとおり片落しで行います。

(例)	A工務店事業主	平成24年4月～平成29年3月	4年	11月
	A工務店(株)代表取締役	平成30年4月～平成31年5月	1年	1月
			計	6年 0月

イ 社会保険の加入について

「営業所」は法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定によりにより、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業でなくなったものとみなされた営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれません。

また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより一の事業とみなされた事業に係る一の事業の事業所以外の事業所である営業所についてもここでの「適用事業の事業所」には該当しません。

② 「営業所技術者等」について

「営業所技術者等」とは、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で、その営業所ごとに専任である者をいいます。

「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

ア 経營業務の管理に必要な「常勤役員等」と「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は同一営業所内において両者を一人で兼ねることができず。

イ 同一営業所内において、2以上の業種の許可を申請する場合、P15～16の各基準を満たしている者は、複数の業種の営業所技術者等を兼ねることができます。

ウ 営業所技術者等は、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により専任性を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一営業体で、かつ同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他者の常勤職員、他の法人の清算人、国又は地方公共団体の議会議員は、常勤性・専任性に欠けるため営業所技術者等としては認められません。

エ **「実務経験」**とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。具体的には、実際に建設工事の施工に携わった経験及び建設工事の施工を指揮、監督した経験をいいます。なお、この経験には請負人の立場における経験のみならず、建設工事の発注者側において設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。また、一式工事の中から専門工事を抜き出した経験及び附帯工事の経験も、実務の経験として認めていません。(ただし、電気通信工事を除く。)

実務経験の期間は、当該一業種の建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とし、経験期間が重複しているものにあつては他の業種として二重に計算できません。ただし、業種によっては、実務経験年数の緩和措置が適用される場合があります。(P78～79「営業所技術者等の実務経験の緩和について」)

平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入します。また、解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業業の許業者として請け負った経験についても、経験期間に算入します。

オ **「指導監督的実務経験」**とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任や工事現場監督のような指導的な立場で工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。なお、この経験は、**発注者から直接請け負った建設工事に係るもの**に限られており、発注者側における経験、下請負人として請け負った建設工事に係る実務経験は含まれません。

カ 「指定建設業」で特定建設業の許可を受ける場合、特定営業所技術者は、一級の国家資格、技術士の資格を持った者又は国土交通大臣が認定した者(大臣特認)でなければなりません。(P103～106「営業所技術者等(になることができる)資格・免許コード番号一覧表」)

【指定建設業】

次の7業種は、施工技術の総合性等を考慮して、「指定建設業」と定められています。

土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業	

③ 「誠実性」について

申請者が法人である場合においては、当該法人、又はその非常勤役員を含む役員等(「役員等」は、P17※2)、支配人及び営業所の代表者が、申請者が個人である場合においては、その者、支配人及び営業所の代表者が、次に掲げる行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

ア 不正な行為…請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の**法律に違反する行為**

イ 不誠実な行為…工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について**請負契約に違反する行為**

※ 上記の者が、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

④ 「財産的基礎等」について

この判断は、許可申請時の直前の決算期における財務諸表によるものとし、営業開始の後、決算期が未到来の場合には、法人にあつては創業時の財務諸表によるものとしています。

ア 「自己資本」とは、

- ・法人にあつては、貸借対照表の純資産合計の額を、
- ・個人にあつては、貸借対照表の期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

イ 一般建設業における「資金を調達する能力」については、担保とすべき不動産を有していること等により、金融機関等から借り入れる等調達する能力があるか否かで判断されます。新規申請等の際には、申請日前30日以内の日時点における取引金融機関発行の**500万円以上**の預金残高証明書、融資可能証明書(いずれも申請者名義のもの)等の添付が必要となります。(ただし、アで

いう自己資本が 500 万円以上あれば、添付の必要はありません。)

ウ 「欠損の額」とは、

- ・法人にあつては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金(準備金、積立金)の合計額を上回る額を、
- ・個人にあつては、貸借対照表の事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

エ 「流動比率」とは、貸借対照表の流動資産を流動負債で除して得た数値に 100 を乗じた数をいいます。

オ 「資本金」とは、

- ・法人にあつては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額(貸借対照表の資本金)を、
- ・個人にあつては、貸借対照表の期首資本金をいいます。

カ 「特定建設業の財産的基礎」は、一般建設業の許可基準よりも厳格な基準となっており、申請時直近の貸借対照表において、次表のすべての事項に該当していることが必要です。

事 項	内 容
欠損比率	欠損の額が資本金の額の 20% を超えていないこと。
流動比率	75% 以上であること。
資本金の額	2,000 万円以上であること。
自己資本の額	4,000 万円以上であること。

〔参考：特定建設業の財産的基礎確認に係る計算式〕

	法 人	個 人
① 欠損比率(※)	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額(正の額に置換え)} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金(準備金、積立金)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失(正の額に置換え)} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金の額	資 本 金. \geq 2,000 万円	期首資本金. \geq 2,000 万円
④ 自己資本の額	純資産合計 \geq 4,000 万円	(期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益) - 事業主貸勘定 + 利益保留性の引当金 + 準備金 \geq 4,000 万円

※ 繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金(準備金、積立金)の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には計算式を使う必要はありません。

6 許可の申請

(1) 許可申請手続きの流れ

申請から許可に至るまでの事務手続きは、次の①から⑦の順によります。

- ① 申請書類の作成(申請者)
- ② 許可の申請(申請者→広島県)
- ③ 申請書類の受付(広島県)
- ④ 許可申請手数料の現金による納付(申請者)
- ⑤ 申請書類の審査(広島県)
- ⑥ 申請書類の不備等による補正指導(広島県→申請者)
- ⑦ 許可・許可通知書の送付

※ 広島県知事許可の場合、申請(書類の受付)から許可までの標準的な処理期間は、概ね **45 日間**です。ただし、申請書類の不備や補正等に要する期間は含まれません。

〔現金による許可申請手数料の納付方法〕

- ① 申請受付窓口で、受付担当者が申請書類を審査し手数料の額を確認したうえで、現金納付に必要なバーコードシールを建設業許可申請書別紙三に貼り付け、手数料額確認印を押印します。
- ② バーコードシールが貼り付けられた建設業許可申請書別紙三を、手数料納付窓口
手数料納付窓口 西部建設事務所…(一社)広島県建設工業協会(西部建設事務所内)
上記以外の建設事務所(支所)…各総務事務所(支所)に持参し、許可申請手数料を納付してください。
- ③ 許可申請手数料を納付すると建設業許可申請書別紙三に、領収金額等が印字されます。
領収金額等が印字された建設業許可申請書別紙三を申請受付窓口
に再度提出してください。

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用される方は、「建設業許可・経営事項審査電子申請の手引き」をご確認ください。

(2) 許可申請の区分

許可申請には、いくつかの区分があり、申請手数料もそれぞれ異なります。

	申請区分	説明
1	新規	有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合
2	許可換新規	次のとおり、有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し新たに許可を申請する場合 ・他の都道府県知事許可から広島県知事許可 ・国土交通大臣許可から広島県知事許可
3	般・特新規	一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を受けようとする場合 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を受けようとする場合 ※ 特定建設業の許可のみを受けている者が、特定営業所技術者が特定建設業の許可の要件を満たさなくなった場合等により法第 29 条に該当するため、当該特定建設業の許可を継続できない場合は、次にとおり取り扱います。 1 特定建設業の許可を受けている建設業の一部について、一般建設業の許可を申請しようとする場合は、当該特定建設業の廃業届を提出し、「般・特新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。 2 特定建設業の許可を受けている建設業全部について、一般建設業の許可を申請しようとする場合は、特定建設業のすべての業種の廃業届を提出し、「新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。
4	業種追加	一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5	更新	現在、受けている許可を、そのままの要件で引き続いて受けようとする場合(有効期間満了日の 30 日前 までの申請が必要です。)
6	般・特新規 +業種追加	3 と 4 を同時に申請する場合。
7	般・特新規 +更新	3 と 5 を同時に申請する場合。(従前の許可の有効期間満了日の 45 日前 までに申請してください。)
8	業種追加 +更新	4 と 5 を同時に申請する場合(従前の許可の有効期間満了日の 45 日前 までに申請してください。)
9	般・特新規 +業種追加 +更新	3 と 4 と 5 を同時に申請する場合(従前の許可の有効期間満了日の 45 日前 までに申請してください。)

(3) 許可申請手数料

許可申請には、所定の申請手数料が必要です。手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次表のとおり必要です。

(般：一般建設業、特：特定建設業)

		申 請 区 分	手 数 料
1	新 規	般のみ、特のみ	9万円
		般+特	18万円
2	許可換新規	般のみ、特のみ	9万円
		般+特	18万円
3	般・特新規	般のみ、特のみ	9万円
4	業種追加	般のみ、特のみ	5万円
		般+特	10万円
5	更 新	般のみ、特のみ	5万円
		般+特	10万円
6	般・特新規 +業種追加	特の新規+般の追加	14万円
		般の新規+特の追加	14万円
7	般・特新規 +更 新	特の新規+般の更新	14万円
		般の新規+特の更新	14万円
8	業種追加 +更 新	般の追加+般の更新	10万円
		般の追加+特の更新	10万円
		特の追加+般の更新	10万円
		特の追加+特の更新	10万円
		般の追加+般の更新+特の更新	15万円
		特の追加+般の更新+特の更新	15万円
		般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	20万円
9	般・特新規 +業種追加 +更 新	特の新規+般の追加+般の更新	19万円
		般の新規+特の追加+特の更新	19万円

納付については、P23「現金による許可申請手数料の納付方法」を参照してください。

(4) 申請書類一覧表

申請書類は、申請区分(新規、追加、更新等)ごとに異なりますので、次表により確認いただき、作成してください(アとイで分けて綴じてください)。

- ◎・・・必要な書類 ○・・・該当があれば必要な書類
 △・・・省略可能な書類 ※申請・届出内容と変更がある場合又は事業年度終了時には、別途変更届の提出が必要(様式14・20・20-2・20-除く)
 □・・・既に申請の記載事項と変更のない場合は省略可能な書類

※ 要件等が明確に確認できない場合は、資料の追加等を別途求める場合があります。

ア 閲覧書類(申請書、添付書類)

綴込順	様式番号	提出書類	新規	業種追加	般特新規	更新	追加+更新	備考
1	1	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	P 30、101
2	別紙一	役員等の一覧表《法人の場合》	◎	◎	◎	◎	◎	P 31
3	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	—	◎	P 32
4	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	—	—	—	◎	◎	P 33
5	別紙四	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	P 34
6	2	工事経歴書	◎	◎	◎	△	◎	P 36～39
7	3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	△	◎	P 40
8	4	使用人数	◎	◎	◎	△	◎	P 41
9	6	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	P 42
10	7-3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	P 49
11	11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	P 53、69
12	15～17	財務諸表(法人用)	◎	△	△	△	△	P 57～63
	18～19	財務諸表(個人用)	◎	△	△	△	△	P 64～65
13	20	営業の沿革	◎	△ ※1	△ ※1	◎	◎	P 66
14	20-2	所属建設業者団体	◎	△	△	□	□	P 67
15	20-3	主要取引金融機関名	◎	△	△	□	□	P 68
16	—	定款《法人の場合》	◎	△	△	□	□	※2

イ 非閲覧書類(添付書類、確認書類等)

綴込順	様式番号	提出書類	新規	業種追加	般特新規	更新	追加+更新	備考
1	別紙三	バーコードはり付け欄	◎	◎	◎	◎	◎	P 25、33
2	—	誓約書《登記事業目的の追加》	○	○	○	—	○	
3	—	申立書《更新しない業種がある場合》	—	—	—	○	○	
4	—	営業所写真	◎	△ ※1	△ ※1	◎	◎	P 35
5	—	登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	※3 P 69、70
6	—	身分証明書	◎	◎	◎	◎	◎	P 69、70

い
ず
れ
か

繰込順	様式 番号	提出書類	新 規	業 種 追 加	般 特 新 規	更 新	追 加 + 更 新	備 考	
役員等	7	7	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	◎	P 43、73～75
	8	別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	P 44
	9	—	経営経験確認資料	◎ ※4	◎ ※4	◎ ※4	—	◎ ※4	P 73
	10	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	◎	P 74
役員等 + 補 佐	7	7-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	◎	P 45、46、73
	8	別紙1・2	常勤役員等の略歴書・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	P 47、49
	9	—	経営経験確認資料	◎ ※4	◎ ※4	◎ ※4	—	◎ ※4	P 73
	10	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	◎	P 74
11	—	健康保険等の加入状況確認資料	◎	◎	◎	◎	◎	P 71、72	
12	8	営業所技術者等証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	—	◎	P 50、76、102～106	
13	—	専任性確認資料	◎	◎	◎	◎	◎	P 76	
14	9	実務経験証明書	○	○	○	△	○	P 51	
15	—	経験確認資料	○ ※5	○	○ ※5	—	○ ※5	P 76	
16	—	免状、資格証明書、監理技術者資格者証等(写)	○	○	○	△	○	P 76 要原本提示	
17	10	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	△	○	P 52	
18	—	経験確認資料	○ ※5	○	○	△	○ ※5	P 76	
19	—	建設業法施行令第3条に規定する使用人	○	○	○	○	○	P 70	
20	12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	P 54	
21	13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	P 55 該当者がいない又は役員の場合不要	
22	14	株主(出資者)調書《法人の場合》	◎	△	△	□	□	P 56	
23	—	納税証明書	◎	△	△	△	△	※6	
24	—	残高(融資)証明書	○	○	○	—	○	P 21 申請日前30日以内の日時点のもの	
25	—	登記事項証明書《法人の場合》	◎	△ ※7	△ ※7	□ ※7	□ ※7	申請日前3か月以内発行のもの	

- ※1 更新時に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている者が申請する場合には、省略できません。
- ※2 現行定款が原始定款の場合は、公証もあわせて提出してください。現行定款が原始定款と異なる場合は、原始定款(公証も添付)及び変更決議の議事録(写)若しくは現行定款(現行定款であることを申請者が証明したもの)を提出してください。
- ※3 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可能となります。
- ※4 「業種追加」、「般・特新規」で常勤役員等に変更がなく、かつ経験を従前の申請書等で確認できる場合は原則として省略可能となります。
- ※5 「追加+更新」の更新業種に関するものは省略可。「法人成新規」、「般・特新規」で専技に変更がなく、かつ経験を従前の申請書等で確認できる場合は省略可能となります。
- ※6 県税事務所で交付を受けてください。法人事業税又は個人事業税の直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面。なお、事業開始後、決算期の未到来等により、証明が得られない場合には、県税事務所へ提出した事業開始届等(受付印のあるもの)(写)を添付してください。
- ※7 役員の就任状況等の確認のため、可能な限り添付してください(写し可)。役員の変更があったにも関わらず、変更届の提出がない場合は、建設業法違反となり監督処分の対象となる場合があります。また、経營業務の管理責任者である役員が退任した場合は許可要件を欠くため、当該申請は虚偽申請とみなされ、取消処分の対象となる場合があります、許可取消後5年間欠格要件に該当することとなります。

(5) 申請書類の提出先・申請に関する問い合わせ先

主たる営業所を所管する建設事務所又は建設事務所支所(以下「建設事務所」という。)へ提出してください。

なお、受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の9時～11時、13時～16時の間です。

※ 申請書類の審査の終了後、手数料を納付していただくこととなっています。このため、17時までに審査が終了しない場合は、後日来所して納付していただくことがありますので、御承知おきください。

(令和6年4月1日現在)

事務所(担当課)	所在地	電話番号	所管地域
西部建設事務所 (建設業課)	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	(082) 250-8161	広島市、大竹市、廿日市市、 江田島市、安芸郡、山県郡
西部建設事務所 呉支所(管理課)	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400	呉市
西部建設事務所 東広島支所(管理課)	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911	竹原市、東広島市、豊田郡
東部建設事務所 (管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311	三原市、尾道市、福山市、 府中市、世羅郡、神石郡
北部建設事務所 (管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181	三次市、庄原市、 安芸高田市

(6) 申請書類の提出部数

必要部数をご準備いただき、主たる営業所を所管する建設事務所へ申請してください。

正本1部＋写し(営業所を所管する建設事務所の数＋申請者用)

例) 主たる営業所が広島市内に、従たる営業所が福山市内にある業者の場合
→ 正本1部＋写し3部(西部建設事務所＋東部建設事務所＋申請者)
＝4部を西部建設事務所へ提出します。

※ 正本とは、許可申請書類の原本及びその確認書類の原本が添付されたものをいいます。

写しとは、正本、確認書類も含むすべての書類の写し一式をいいます。

7 許可申請書等の作成について(申請書類の記載例及び記載上の注意)

【記載・作成上の一般的注意事項】

- 申請書の各用紙の記載要領をよくご確認いただき、本書の記載例を参考にして作成してください。
 - ※ 本書の記載例は、例示のために作成した架空のものであり、実在する企業、個人とは何ら関係ありません。
- 記載文字は、ペン又はボールペンにより楷書で丁寧に記載してください。
- 数字は、全て算用数字で記載してください。
- 書き間違えた場合は、二本線で消し、訂正してください。(訂正印不要)
- 令和3年1月1日申請分より、様式の押印が不要となりました。
- 申請等に関する権限を委任された行政書士が申請書の提出等を行う場合は、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書に行政書士の記名職印が必要です。
- 申請書は、P26、27「申請書類一覧表」のア「閲覧書類」とイ「非閲覧書類」とに分けて、綴込順の順序によって、とじひも、又はクリップで左綴じしてください。
- 添付の必要のある書類(P26、27表中◎のもの)で記載事項のない場合には、「該当なし」と記載して提出ください。(◎の書類は、該当がなくても添付の省略はできません。)

■ 申請書類の入手方法

申請書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているものについては、広島県ホームページ(アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)から入手できます。

- トップページ>組織でさがす>土木建築局>建設産業課>建設業許可申請等の様式
- トップページ>分類でさがす>しごと・産業>土木・建築関係>建設業>建設業許可申請等の様式

不要のものを消す。

枠内は記載不要

許可を受けて営業しようとする建設業について、一般は「1」を、特定は「2」を記載する。

現在有効な許可業種を記載する。更新の場合は上段と一致する。

濁音又は半濁音を表す文字は1文字として扱う。(例：ド)

法人の略号(株等)のフリガナや「・」は不要です。

姓と名の間は1カラム開ける。

P101 市区町村コード表により該当するコードを記載する。

市区町村に続く町名、街区以下を記載し、丁目、番、号等は「-」で記載する。法人(所在地が登記上と同じ場合は)、丁目、番、号等を除き、原則登記簿のとおりに記載する。

兼業がある場合は「1」と記載し、その内容を記載する。ない場合は「2」と記載し、「なし」と記載する。

(1) 建設業許可申請書

様式第一号(第二条関係)

(用紙A4)
00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇

事実上の所在地を記載する。

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

地方整備局長
北海開発局長
広島県知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	令和 〇 年 〇 月 〇 日
申請の区分	1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規	許可(一般・特)	許可の有効期間の調整 1. する 2. しない
申請年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		

この申請において、既に許可を受けている建設業の全部について更新申請し許可の有効期間の満了日を同一にする場合は「1」、しない場合は「2」を記載する。

許可を受けようとする建設業申請時において既に許可を受けている建設業番号又は名称のフリガナ	04	2	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 坂 ガ 塗 防 内 機 絶 通 画 井 具 水 消 清 解
商号又は名称	07		(株) 広 島 土 木
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	08		ヒ ロ シ マ タ ロ ウ
代表者又は個人 の氏名	09		広 島 太 郎

法人の場合の略号は次のものを用いる。
株式会社：(株)
特別有限会社：(有)
合名会社：(名)
合資会社：(資)
合同会社：(合)
協同組合：(同)
協業組合：(業)
企業組合：(企)

支店又は個人 の氏名のフリガナ	05		
支店又は個人 の氏名	09		
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	34101	都道府県名 広島県
主たる営業所の所在地	11	基町10-52	市区町村名 広島市中区

個人の場合で支配人を選任し法務局に登録している場合のみ記載する。

郵便番号	12	730-8511	電話番号	082-2228-2111
ファックス番号		082-223-3593	法人番号	1234567890123
法人又は個人の別	13	1 (1. 法人)	資本金額又は出資総額	20000 (千円)
兼業の有無	14	1 (1. 有)	建設業以外に行っている営業の種類	宅地建物取引業

市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」で区切り、左詰めで記載する。

許可換えの区分	15	1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)
旧許可番号	16	国土交通大臣 知事
役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。		

ファックス番号を記載する。

連絡先 所属等	氏名	建設事務所受付印	県 受 付 印
庶務課	井上 勉		
電話番号	(082) 228-2111		
ファックス番号	(082) 228-3593		

申請時の資本金額を右詰めで記載する。申請者が個人の場合には、記載しない。

申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記載する。
★国税庁からの法人番号通知書や法人番号公表サイトで確認の上、記載する。

すべての営業所について記載する。
 「営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結している本店、支店、出張所などをいい、作業所、現場詰所、連絡所などは含まない。

(3) 建設業許可申請書 別紙二(1) (新規許可等)

別紙二(1)

(用紙A4)

営業所一覧表 (新規許可等)

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣コード	
許可番号	項番 3 8 2 3
国土交通大臣 知事 許可 (一般 特)	第 5 10 号
許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名称	フリガナ <u>ホンテン</u> <u>本店</u>
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定)
変更前	

従たる営業所がない場合、記載不要(従たる営業所欄の余白に「該当なし」と記載する)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ <u>フクヤマエイギョウシヨ</u> <u>福山営業所</u>
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定)
変更前	

実際に営業活動をしている営業所の所在地を記載する。

この申請で、許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「1」を、特定は「2」を記載する。

当該営業所において現在営業している建設業について、一般は「1」を、特定は「2」を記載する。新規申請の場合は、記載しない。

従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 3 5	都道府県名 <u>広島県</u>	市区町村名 <u>福山市</u>
従たる営業所の所在地	8 6 3 5 10 15 20 25 30 35 40	<u>三吉町 1 - 1 - 1</u>	
内 容	郵便番号 8 7 3 5 6	電話番号 10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8 3 5 10 15 20 25 30	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
変更前			

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ 8 4 3 5 10 15 20 25 30 35 40		
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5 3 5	都道府県名	市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6 3 5 10 15 20 25 30 35 40		
内 容	郵便番号 8 7 3 5 6	電話番号 10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8 3 5 10 15 20 25 30	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
変更前			

(4) 建設業許可申請書 別紙二(2)(更新)

別紙二(2)

(用紙A4)

営業所一覧表 (更新)

営業所の名称	所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
営主 業た る所 本店	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 (TEL) 082-228-2111	土、と、内	園
従 た る 営 業 所	福山営業所	〒720-0031 福山市三吉町一丁目1番1号 (TEL) 084-921-1311	土、と
			この申請で、更新しようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業種を、特定と一般に区分して略号で記載する。

(5) 建設業許可申請書 別紙三

広島県知事許可の場合は、現金による納付となりますので、何も貼付しないでください。(納付方法については、P23「現金による許可申請手数料の納付方法」を参照してください)。

※ 用紙の左下に、許可番号と商号又は名称を記載してください。

【記載例】

許可番号 第000000号(新規申請の場合は、許可番号は空白)

商号又は名称 (株)〇〇土木

(6) 建設業許可申請書 別紙四

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

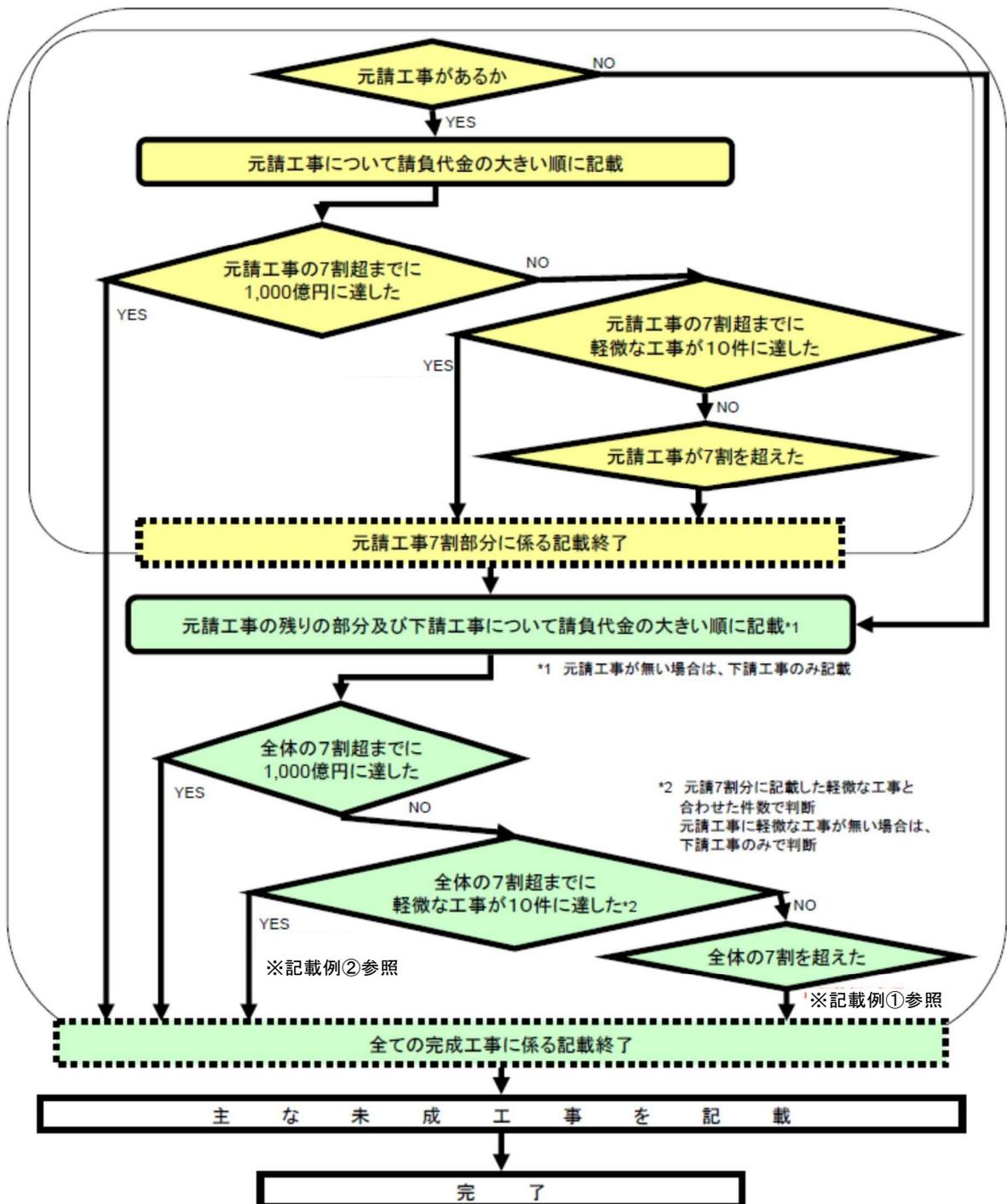
営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	スズキ シロウ 鈴木 次郎	土-9、と-9 園-4	13 02
//	コバヤシ イチロウ 小林 一郎	内-8	38
福山営業所	オカモト シロウ 岡本 士郎	土-9、と-9	13
<div data-bbox="292 987 512 1081" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 申請書別紙二に記載した営業所の名称を記載する。 </div>		<div data-bbox="887 987 1294 1140" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> P102「営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表」及び P103～106 の営業所任技術者等資格・免許等コード番号一覧表を参照して記載する。 </div>	

(7) 営業所写真

- ① 営業所ごとに、外景(建物全景、看板、表札等を含む)及び内景(事務所内部で営業所の実態がよく確認できるもの)を撮影したものを所定の用紙に貼り付けてください。
- ② 更新申請の場合は、建設業の許可票(「店舗に掲げる標識」P84)の内容が確認できる写真も貼り付けてください。※許可日の異なる許可業種についても写真を添付してください。(法令遵守の確認のため)
- ③ オフィスビル等の場合は、部屋番号と申請者の商号又は名称が確認できる写真も貼り付けてください。(案内板、郵便受等)
- ④ 写真は、申請日前3か月以内に撮影したものとし、用紙に撮影年月を記載してください。
- ⑤ 事務所の外観写真を貼り付けた用紙の余白に「自己所有」又は「賃貸借(あるいは使用貸借)」の別を記載してください(確認資料は不要)。
- ⑥ 他の法人等と事務所内部を共用している場合には、営業所の実態が確認できる平面図を添付してください。

☆ 経営事項審査の申請を行う事業者用の工事経歴書記載フロー

- ① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
 - ② 続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
- ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。



※今後経営事項審査の申請を行う場合

(記載例②) 元請工事について合計額の7割まで記載し、全体の工事については軽微な工事を10件まで記載)

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (税込 ・ (税抜))

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 (・PC (法面処理) ・鋼橋上部)	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載)			着工年月	完成又は完成予定年月
〇〇市役所	元請		市道〇〇線 法面処理工事	広島県〇〇市	広島 一郎	レ	10,200 千円	10,200 千円	令和〇年7月	令和〇年8月
広島県〇〇地域事務所	元請		県道〇〇線 交通安全施設設置工事	広島県〇〇町	福山 一郎	レ	4,100 千円	千円	令和〇年10月	令和〇年11月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設	下請		〇〇ビル 基礎工事	広島県〇〇市	福山 一郎	レ	5,120 千円	千円	令和〇年3月	令和〇年3月
〇〇土木	下請		〇〇川 コンクリート打設工事	広島県〇〇市	広島 三郎 福山 花子	レ	3,190 千円	千円	令和〇年2月	令和〇年2月
〇〇工務店	下請		〇〇アパート 足場仮設工事	広島県〇〇町	広島 三郎	レ	2,870 千円	千円	令和〇年9月	令和〇年9月
〇〇土建	下請		〇〇社宅 外溝工事	広島県〇〇町	広島 一郎	レ	2,295 千円	千円	令和〇年2月	令和〇年2月
〇〇土木	下請		県道〇〇線 側溝工事	広島県〇〇町	福山 花子	レ	2,010 千円	千円	令和〇年4月	令和〇年4月
〇〇建設	下請		〇〇川 掘削工事	広島県〇〇町	広島 三郎	レ	2,000 千円	千円	令和〇年6月	令和〇年6月
〇〇土木	下請		国道〇〇号 側溝工事	広島県〇〇市	福山 花子	レ	1,995 千円	千円	令和〇年8月	令和〇年8月
〇〇土建	下請		市道〇〇線 カッター工事	広島県〇〇市	広島 一郎	レ	1,850 千円	千円	令和〇年5月	令和〇年5月
A	元請		A邸 外溝工事	広島県〇〇町	広島 三郎	レ	1,770 千円	千円	令和〇年12月	令和〇年12月
B	元請		B邸 車止め設置工事	広島県〇〇市	福山 一郎	レ	1,750 千円	千円	令和〇年9月	令和〇年9月
小計					12 件		39,150 千円	10,200 千円	うち 元請工事 17,820 千円 10,200 千円	
合計					42 件		78,730 千円	10,200 千円	うち 元請工事 20,000 千円 10,200 千円	

- 1 建設工事の種類ごとに、申請する日の属する事業年度の前の事業年度に完成した工事について記載する。
- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する。軽微でない工事を全て記載しても7割を超えない場合は、続けて軽微な工事を記載する。ただし、軽微な工事については10件のみ記載すれば、合計額の7割を超える必要はない。
- ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、①で記載した工事の請負代金の額の合計と合わせて、すべての完成工事高の7割を超えるところまで、元請工事・下請工事に関係なく、請負代金の額の大きい順に記載する。軽微でない工事を全て記載しても7割を超えない場合は、続けて軽微な工事を記載する。軽微な工事については、①で記載した軽微な工事と合わせて10件のみ記載すれば、合計額が7割を超える必要はない。
- 2 1と同じ建設工事について、前事業年度末において完成していない主な工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。

(9) 直前3年の各事業年度における工事施工金額

工事の施工金額の合計を千円単位で計上する。

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜) 単位：千円

許可を受けようとする建設工事の種類及び既に許可を受けている建設工事の種類を記載する。

申請時の直前3年を1年毎に記載する。

税込・税抜のいずれかに該当するものに○をする。

許可を受けていない（申請の場合は申請業種も除く）建設工事について記載する。

この額は、損益計算書の完成工事高と一致する。

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	とび・土工コンクリート工事	内装仕上工事	造園工事		
第27期	元 公共	561,500	243,800	0	0	0	805,300
令和○年12月1日から	請 民間	0	202,120	22,013	1,010	0	225,143
令和○年11月30日まで	下 請	0	322,020	31,071	0	1,950	355,041
	計	561,500	767,940	53,084	1,010	1,950	1,385,484
第28期	元 公共	630,102	125,115	0	0	0	755,217
令和○年12月1日から	請 民間	0	153,000	17,053	6,040	0	176,093
令和○年11月30日まで	下 請	0	361,781	21,313	0	3,450	386,544
	計	630,102	639,896	38,366	6,040	3,450	1,317,854
第29期	元 公共	1,326,852	40,668	0	0	0	1,367,520
令和○年12月1日から	請 民間	0	16,831	1,450	12,621	0	30,902
令和○年11月30日まで	下 請	0	21,231	3,550	0	13,317	38,098
	計	1,326,852	78,730	5,000	12,621	13,317	1,436,520
第 期	元 公共						
令和 年 月 日から	請 民間						
令和 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公共						
令和 年 月 日から	請 民間						
令和 年 月 日まで	下 請						
	計						

事業開始後、決算未到来の場合は、余白に「決算未到来」と記載する。

(10) 使用人数

建設業に従事している使用人数を記載する。
 使用人は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）で、日々雇用等の労務者及び兼業部門に従事する方は除く。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

令和 ○年○月○日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 店	5 人	3 人	4 人	12 人
福山営業所	3 人	1 人	2 人	6 人
合 計	8 人	4 人	6 人	18 人

一般建設業許可の営業所技術者等となりうる要件を有している技術関係の使用人の数を記載する。

左記以外の技術関係の使用人の数を記載する。

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(11) 誓約書

申請者等が法第8条各号の欠格要件に該当しないという誓約書です。
P16の「欠格要件」に該当しないか確認して、作成する。

様式第六号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

該当のない部分は消す。

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~
広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
広島県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、 「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」
「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については不要なものを消すこと

この証明書は、証明者別に作成する。

(12) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

様式第七号(第三条関係)

(用紙A4)
0000

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

経験時の役職名を記載する。

経營業務の管理責任者としての経験を有する期間を記載する。当該期間中に役職名に変更があった場合は、その旨がわかるように記載する。

許可申請者と当該常勤役員等との関係をいい、該当しないものを消す。

不要のものを消す。

新規申請の場合は「1」、現在証明されている常勤役員等に変更があった場合は「2」、更新、業種追加、般特新規申請で常勤役員等に変更がない場合は「3」

新規申請の場合は、記載不要

姓の最初から2文字をカタカナで記載する。濁点、半濁点を表す文字は1文字として扱う。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**
経験年数 **平成1年4月から15年4月まで満14年0月**
証明者と被証明者との関係 **法人の元役員**
備考

令和〇年〇月〇日

証明者 **広島市南区比治山本町16番12号
株式会社ヤマキ建設
代表取締役 山吹 春雄**

証明者は、証明しようとする期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主です。なお、正当な理由により使用者の証明が得られない場合は、個別にご相談ください。また、更新や業種追加、般特新規申請で従前認められた常勤役員等に変更がなく、かつ経験が確認できる場合は申請者が証明できる。

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{イ} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道庁長官
広島県知事 殿

申請者 **広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎**

令和〇年〇月〇日

①建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する場合は「(1)」に該当するので、「(2)」と「(3)」を消す。
②建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)としての経験を有する場合等は「(2)」に該当するので、「(1)」と「(3)」を消す。
③建設業に関し6年以上の補佐経験がある場合等、は「(3)」に該当するので、「(1)」と「(2)」を消す。

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和〇年〇月〇日

大臣ロード
許可番号 1 8 3 3 国土交通大臣許可(般特-) 第 号
許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 ヒ 3 ロ
氏名 2 0 3 5 10 10 10 10 10 10
生年月日 S 2 5 1 0 0 1 日
住所 **広島市西区横川町〇番〇号**

◎【変更前】

氏名 2 1 3 5 10 10 10 10 10 10
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

現住所を記載する。

新規申請の場合、記載不要

姓と名の間は1カラム空ける。

(13) 常勤役員等の略歴書

別紙

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

職名(代表取締役、取締役、業主等)を記載する。	住所	広島市西区横川町〇番〇号		現住所を記載する。
	氏名	広島 太郎	生年月日	昭和25年10月1日生
	職名	代表取締役		
職歴について、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴については、すべて記載する。	期間	従事した職務内容		
	自昭和58年4月 日 至 年 月 日	株式会社ヤマブキ建設入社		
	自昭和58年4月 日 至平成元年3月 日	同社工事部長		
	自平成元年4月 日 至平成15年4月 日	同社取締役(常勤)、同社退社		
	自平成15年8月 日 至平成16年3月 日	有限会社広島土木設立、代表取締役に就任(常勤)		
	自平成16年4月 日 至 年 月 日	株式会社に組織変更、代表取締役に就任、現在に至る。(常勤)		
	自 年 月 日 至 年 月 日	従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の経営経験が明らかになる様に具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
賞	年 月 日	賞罰の内容		
		なし		
罰		過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。 該当がない場合は「なし」と記載する。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 〇 月 〇 日				
氏名 広島 太郎				

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 次の事項に留意して記載する。
- ① 建設業に関する場合は、勤務した会社名のほか職名も記載する。
 - ② 他の会社などを兼務している場合は、他の勤務先も併せて記載する。
 - ③ 法人で役員の場合は、常勤・非常勤の別を()書きで記載する。

この証明書は、証明者別に作成する。

(14) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

様式第七号の二（第三条関係）

(用紙A4)
00002

経験時の役職名を記載する。
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**
経験年数 **平成27年4月から令和2年4月まで満5年0月**
証明者と被証明者との関係 **法人の元役員**
備考

令和〇年〇月〇日

広島市南区比治山本町16番12号
株式会社ヤマブキ建設
代表取締役 山吹 春雄
証明者

証明者は、証明しようとする期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主です。
なお、正当な理由により使用者の証明が得られない場合は、個別にご相談ください。
また、更新や業種追加、般特新規申請で従前認められた常勤役員等に変更がなく、かつ経験が確認できる場合は申請者が証明できる。

役員等としての経験を有する期間を記載する。当該期間中に役職名に変更があった場合は、その旨がわかるように記載する。

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号ロ(1)に該当する者であることに相違ありません。

申請者 **株式会社広島土木 代表取締役 広島 太郎**
広島県知事 殿

令和〇年〇月〇日

許可申請者と当該常勤役員等との関係をいい、該当しないものを消す。

①建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者場合は「(1)」に該当するので、「(2)」を消す。
②五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する場合は「(2)」に該当するので、「(1)」を消す。

不要のものを消す。

申請又は届出の区分 1 2 3
(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)
変の年月日 令和〇年〇月〇日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(般-〇〇)第〇〇〇〇〇〇〇号
許可番号 1 8 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
許可年月日 令和〇年〇月〇日

新規申請の場合は「1」、現在証明されている常勤役員等に変更があった場合は「2」、更新、業種追加、般特新規申請で常勤役員等に変更がない場合は「3」

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
氏名のフリガナ 1 9 ヒ 〇
氏名 2 0 広 島 太 郎 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
住所 **広島市西区横川町〇番〇号**
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 13 14 年 16 18 月 〇 日
◎【変更前】
氏名 2 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 年 16 18 月 〇 日

新規申請の場合は、記載不要

姓の最初から2文字をカタカナで記載する。濁点、半濁点を表す文字は1文字として扱う。

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

新規申請の場合、記載不必要

姓と名の間は1カラム開ける。

現住所を記載する。

(15) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第二～四面)

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えない。同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。(第二面から第四面)

証明者は、証明しようとする期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主です。なお、正当な理由により使用者の証明が得られない場合は、個別にご相談ください。また、更新や業種追加、般特新規申請で従前認められた常勤役員等を補佐する者に変更がなく、かつ経験が確認できる場合は申請者の証明が可能です。

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業(財務管理)の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和〇年〇月〇日

直接補佐する者としての役職名を記載する。

不要のものを消す。

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

申請者
広島県知事 殿
役職名等 **財務課財務管理係員**
経験年数 平成27年4月から令和2年4月まで 満5年0月
証明者と被証明者との関係 **法人の従業員**

証明しようとする業務経験を有する期間を記載する。当該期間中に役職等に変更があった場合は、その旨がわかるように記載する。

新規申請の場合は「1」、現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合は「2」、更新、業種追加、般特新規申請で常勤役員等を補佐する者に変更がない場合は「3」

請又は届の区分 1 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

更新日 令和 年 月 日

大臣知事コード

許可年月日

許可番号 2 3 国土交通大臣知事許可(般特-) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 オ キ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 5 3 沖 田 5 花 子 10 生年月日 15 14 年 16 10 月 18 0 1 日

住所 **広島市中区吉島町〇番〇号**

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 6 3 10 生年月日 13 14 年 16 10 月 18 日

新規申請の場合は、記載不要

姓の最初から2文字をカタカナで記載する。濁点、半濁点を表す文字は1文字として扱う。

新規申請の場合、記載不要

現住所を記載する。

(16) 常勤役員等の略歴書(様式第七号の二 別紙一)

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

職名(代表取締役、取締役、事業主等)を記載する。	住所	広島市西区横川町〇番〇号			現住所を記載する。
	名	広島 太郎	生 年 月 日	昭和25 年 10 月 1 日生	
職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴及び証明しようとする経験については、すべて記載する。	職 名	代表取締役			
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容			
	自 昭和58 年 4 月 日	株式会社ヤマブキ建設入社			
	至 昭和58 年 4 月 日	同社工事部長			
	自 平成27 年 3 月 日	同社取締役(非常勤)、同社退社。			
	自 平成27 年 4 月 日	株式会社広島土木設立、取締役(非常勤)。			
	至 令和2 年 4 月 日	同社代表取締役(常勤)、現在に至る。			
	自 年 月 日	従事した職務の内容及び職名を記載し、役員経験及び役員等に次ぐ地位での経験が明らかになる様に具体的に記載する。			
	至 年 月 日				
	自 年 月 日				
至 年 月 日					
自 年 月 日					
至 年 月 日					
自 年 月 日					
至 年 月 日					
自 年 月 日					
至 年 月 日					
自 年 月 日					
至 年 月 日					
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
罰	過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。 該当がない場合は「なし」と記載する。				
上記のとおり相違ありません。					
令和 〇 年 〇 月 〇 日					
氏 名 広 島 太 郎					

役員の場合は、()書きで常勤・非常勤の区分を記載する。

職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴及び証明しようとする経験については、すべて記載する。

従事した職務の内容及び職名を記載し、役員経験及び役員等に次ぐ地位での経験が明らかになる様に具体的に記載する。

過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。
該当がない場合は「なし」と記載する。

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 次の事項に留意して記載する。
- ① 建設業に関すること及び、経験を証明しようとする期間に関しては、勤務した会社名のほか職名も記載する。
 - ② 他の会社などを兼務している場合は、勤務先も併せて記載する。
 - ③ 法人で役員の場合は、常勤・非常勤の別を()書きで記載する。

(17) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第七号の二 別紙二)

別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成する。
ただし、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合は別紙2を1枚にまとめて記載できる。 (用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

職名(直接補佐する職名)を記載する。

現住所	広島市中区吉島町〇番〇号 現住所を記載する。		
氏名	沖田 花子	生年月日	平成5年1月1日生
職名	財務部長		
歴	自	平成27年 4 月 日	株式会社広島土木入社、財務課財務管理係員として財務管理業務を担当
	至	令和2年 4 月 日	
	自	令和2年 4 月 日	財務部長に異動、現在に至る。 役員の場合は、()書きで常勤・非常勤の区分を記載する。
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の財務管理、労務管理、業務運営に関する業務経験が明らかになる様に具体的に記載すること。
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
至	年 月 日		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。		
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏名 沖田 花子	

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(18) 健康保険等の加入状況

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
広島県知事 殿

不要のものを消す。

申請者
~~提出者~~
広島市中区基町10番52号
広島建設株式会社
代表取締役 広島 太郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可（一般）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
					雇用保険	34〇〇〇〇〇〇〇〇〇
福山営業所	10人 (0人)	3	3	1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	34〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
合計	30人 (5人)				雇用保険	

営業所一覧表に記載した順に営業所の名称を記載する。

「健康保険」及び「厚生年金保険」の欄については事業所整理記号及び事業所番号等を、「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所及び継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載する。

上段：全ての従業員数を記載する。
(役員・個人事業主・建設業以外に従事する者(非常勤やパートも含む)の数)
下段：役員又は個人事業主(同居親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載する。

・加入：1
・適用除外：2
※加入義務のある従業員等が1名もない場合を含む
・健康保険・厚生年金保険の一括適用に係る営業所：3
・雇用保険の継続事業の一括の認可に係る営業所：3

次の事項に留意して記載する。

- 年金事務所長の承認を受けて、「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合は、「保険の加入状況」欄は「適用除外：2」と記載する。
- 支店等が小規模な営業所であるため、人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合は、当該営業所については、「保険の加入状況」欄は「加入：1」と記載し、「事業所整理記号等」欄は本店と同一の内容を記載する。(事業所非該当承認申請に係る事務所、一括適用の承認、継続事業の一括の認可に係る営業所を除く。)

この様式は、実務経験により営業所技術者等になる場合に必要となる。
 該当者がいない場合、添付自体を省略できる。

(20) 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

広島市南区比治山本町16番12号

株式会社ヤマブキ建設
 代表取締役 山吹 春雄

証 明 者

被証明者との関係 **元従業員**

証明者は、証明しようとする期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主です。なお、正当な理由により使用者の証明が得られない場合は、個別にご相談ください。

建設工事の実務経験をした時の使用者の商号又は名称を記載する。

建設工事の実務の経験をした時の職名を記載する。

証明者の立場からみた被証明者（技術者）との関係を記載する。（例）役員、従業員、社員等

実際に雇用されていた期間を記載する。

従事した工事名等を具体的に記載する。なお、通年にわたって工事が継続する場合には、その年の代表的な工事の件名を記載し、その他の工事は「その他○件」として、1年分を1行にまとめて記載できる。

実務経験年数の合計を記載する。

技術者の氏名	鈴木 次郎	生年月日	昭和33年7月7日	使用された期間	昭和63年4月から 平成16年1月まで
使用者の商号又は名称	株式会社ヤマブキ建設				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係長	大芝公園緑化工事			経験年数：7月－2月＝5ヶ月	平成5年2月から平成5年7月まで
〃	明治幼稚園植栽工事			経験年数：11月－9月＝2ヶ月	平成5年9月から平成5年11月まで
〃	広島市中央公園植栽工事 その他11件			経験年数： 平成8年10月 －平成6年1月 2年9月	平成6年1月から平成6年12月まで
〃	木村邸庭園工事 その他15件				平成7年1月から平成7年12月まで
〃	県緑化公園整備工事				平成8年1月から平成8年10月まで
工事部長	県道広島三次線植栽工事 その他9件				平成9年1月から平成9年12月まで
〃	己斐駅前植栽工事 その他8件			経験年数： 平成16年1月 －平成9年1月 7年0月 ※ 工事期間が継続している場合には最初の工事の始期と最後の工事の終期から期間を計算する。	平成10年1月から平成10年12月まで
〃	宮沢学園緑化工事 その他11件				平成11年1月から平成11年12月まで
〃	国道2号線植栽工事 その他11件				平成12年1月から平成11年12月まで
〃	平成公園整備工事 その他11件				平成13年1月から平成13年12月まで
〃	山田邸庭園工事 その他12件				平成14年1月から平成14年12月まで
〃	昭和保育所植栽工事 その他9件				平成15年1月から平成16年1月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10 年 4 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部署名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

（記載例）

- 令和○年○月事業主死亡のため。
- 令和○年○月会社解散のため。 等

通年にわたって工事が継続しているとして1年分を1行にまとめて記載する場合には次の事項に留意する。

- 通年にわたって工事が継続しているかについては、工事経歴書によっても確認を行う。通年にわたって工事を施工していたことが確認できるよう、工事経歴書はなるべく詳細に記載する。
- 工事経歴書により確認ができない場合には、実務経験証明書や工事経歴書への追加記載や補正、及びP76の確認資料に加えて別途資料の提出等を求めることがあります。

前ページの「実務経験証明書」に準じて作成する。

(21) 指導監督の実務経験証明書

この証明書は、特定建設業の許可を受けようとする場合で、実務経験又は2級の国家資格等(法第15条2号口該当者)により、特定営業所技術者になる場合に作成する。 建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験の者を記載する。ここへ掲げる工事は元請工事で、請負金額が右表のものに限る。	工事に従事した時期	請負金額
	昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
	昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
	平成6年12月28日以降	45,000千円以上

様式第十号(第十三条関係)

(用紙A4)

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、**内装仕上** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

広島市南区比治山本町16番12号

株式会社ヤマブキ建設
代表取締役 山吹 春雄

証 明 者

被証明者との関係 元従業員

記

技術者の氏名	小林 一郎	生年月日	昭和42年5月5日	使用された	昭和63年 4月から
使用者の商号又は名称	株式会社ヤマブキ建設			期 間	平成15年 1月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
〇〇〇〇	48,000千円	工事係長	〇〇邸床仕上及び壁張り工事	平成10年	8月から 11年 2月まで
〇〇県	50,000千円	〃	〇〇県立〇〇美術館防音工事	平成11年	3月から 11年 10月まで
〇〇市役所	74,000千円	〃	〇〇市立〇〇ホール防音工事	平成12年	1月から 12年 6月まで
〇〇建設(株)	65,000千円	〃	〇〇建設若葉案内装間仕切り工事	平成12年	8月から 13年 2月まで
請負契約の相手方を記載する。	千円				月まで
	千円				月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 2 年 1 月

経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。この場合の経験年数は、各々の工事の経験年数を片落計算で算出する。なお、使用された期間の合計ではない。

法人の場合は、様式第一号の別表の役員等欄に記載した役員等全員について作成する。
 個人の場合は、事業主(支配人を経營業務の管理責任者とする場合)、法定代理人(法定代理人が法人の場合はその役員等を含む。)について作成する。
 常勤役員等(経營業務の管理責任者)は、作成不要です。

(23) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

様式第十二号 (第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

不要のものを消す。

現住所を記載する。

職名(代表取締役、取締役、事業主等)を記載する。

「株主等」(記載要領2参照)については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

住 所	広島市西区横川町〇番〇号		
氏 名	広島 太郎	生 年 月 日	昭和25 年 10 月 1 日生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
	過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。		
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日			
氏 名 広島 太郎			

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

顧問及び相談役についても、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

次の場合は、作成は不要です。

○該当者がいない場合(様式第11号の一覧(P53)は必要)

○役員を兼ねている場合(様式第12号「許可申請者の住所・生年月日等に関する調書」(P54)の作成による)

(24) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	福山市引野町二丁目〇番〇号			現住所を記載する。
氏 名	岡本 士郎	生 年 月 日	昭和32 年 2 月 1 日生	
営 業 所 名	福山営業所			
職 名	営業所長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
	過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。 該当がない場合は「なし」と記載する。			
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 〇 月 〇 日			氏 名 岡本 士郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤性、現住所、営業所の代表者の権限の確認資料は不要

※ 営業所への通勤が困難と思われる場合などは、追加資料を求めることがある。(通勤方法の確認できる書類：定期券(写)、ETC利用履歴など)

(25) 株主(出資者)調書

申請者が個人の場合は添付不要

様式第十四号 (第四条関係)

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
広 島 太 郎	広島市西区横川町〇番〇号	20,000株
小 林 一 郎	安芸郡熊野町〇〇〇	10,000株
鈴 木 次 郎	広島市南区元宇品町〇番〇号	10,000株

株式会社については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人については、出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者全員を記載する。

株、円の単位を記載する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(26) 財務諸表 (法人用)

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

会社名 (株)広島土木

資産の部

(単位:千円)

I 流動資産

現金預金	205,488	①
受取手形	132,355	②
完成工事未収入金	81,287	③
有価証券		④
未成工事支出金	385,933	⑤
材料貯蔵品	53,431	⑥
短期貸付金		⑦
前払費用		⑧
その他	21,301	⑨
貸倒引当金	△ 2,196	⑩
流動資産合計	877,599	I (①+…+⑨-⑩)

各勘定科目の千円単位の金額を合算するのではなく、円単位の金額を合算した後、千円単位で記載する。

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911 ⑪
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182 ⑫
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508 ⑬
土地		49,378 ⑭
リース資産		
減価償却累計額	△	⑮
建設仮勘定		⑯
その他		
減価償却累計額	△	⑰
有形固定資産合計	165,979	(1) (⑪+…+⑰)

(2) 無形固定資産

特許権		⑱
借地権		⑲
のれん		⑳
リース資産		㉑
その他	678	㉒
無形固定資産合計	678	(2) (⑱+…+㉒)

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	3,102	㉓
関係会社株式・関係会社出資金	2,700	㉔
長期貸付金		㉕
破産更生債権等		㉖
長期前払費用		㉗
繰延税金資産		㉘
その他	19,495	㉙
貸倒引当金	△	㉚
投資その他の資産合計	25,297	(3) (㉓+…+㉙-㉚)
固定資産合計	191,954	II ((1)+(2)+(3))

III 繰延資産

創立費		⑳
開業費		㉑
株式交付費		㉒
社債発行費		㉓
開発費		㉔
繰延資産合計		III (㉑+…+㉔)
資産合計	1,069,553	A (I+II+III)

負債純資産合計と一致する。

負 債 の 部

I 流動負債

支払手形	331,825 ^㉔
工事未払金	118,065 ^㉕
短期借入金	3,000 ^㉖
リース債務	_____ ^㉗
未払金	_____ ^㉘
未払費用	10,900 ^㉙
未払法人税等	13,500 ^㉚
未成工事受入金	358,750 ^㉛
預り金	2,319 ^㉜
前受収益	_____ ^㉝
引当金	2,017 ^㉞
その他	_____ ^㉟
流動負債合計	840,376 I (㉔+…+㉟)

II 固定負債

社債	_____ [㉠]
長期借入金	_____ [㉡]
リース債務	_____ [㉢]
繰延税金負債	118,786 [㉣]
退職給与引当金	2,409 [㉤]
負ののれん	_____ [㉥]
その他	_____ [㉦]
固定負債合計	121,195 II (㉠+…+㉦)
負債合計	961,571 B (I + II)

純 資 産 の 部

I 株主資本

(1) 資本金	20,000 (1)
(2) 新株式申込証拠金	_____ (2)
(3) 資本剰余金	_____
資本準備金	_____ [㉧]
その他資本剰余金	_____ [㉨]
資本剰余金合計	(3) (㉧ + ㉨)
(4) 利益剰余金	_____
利益準備金	5,000 [㉩]
その他利益剰余金	_____
準備金	_____ [㉪]
積立金	50,000 [㉫]
繰越利益剰余金	32,982 [㉬]
利益剰余金合計	(4) (㉩ + … + ㉬)
(5) 自己株式	△ _____ (5)
(6) 自己株式申込証拠金	_____ (6)
株主資本合計	107,982 I (1) + … + (4) - (5) + (6)

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	_____ (1)
(2) 繰延ヘッジ損益	_____ (2)
(3) 土地再評価差額金	_____ (3)
評価・換算差額等合計	II ((1) + (2) + (3))

III 新株予約権 _____ III

純資産合計	107,982 C (I + II + III)
負債純資産合計	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1,069,553</div> (B + C) (= A (2頁))

資産合計と一致する。

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 (株)広島土木

(単位：千円)

I 材料費 350,053 I

II 労務費 146,272 II

(うち労務外注費 20,000)

III 外注費 515,093 III

IV 経費 238,711 IV

(うち人件費 66,610)

完成工事原価 1,250,129

V (I + II + III + IV) (=③ (5頁))

様式第十七号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

株主資本等変動計算書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 (株)広島土木

(単位：千円)

	株主資本											評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計								
当期首残高	20,000					5,000	45,000	18,864	68,864	△	88,864						88,864
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当								△ 3,800	△ 3,800		△ 3,800						△ 3,800
当期純利益								22,918	22,918		22,918						22,918
自己株式の処分							5,000	△ 5,000									
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計							5,000	14,118	19,118		19,118						19,118
当期末残高	20,000					5,000	50,000	32,982	87,982	△	107,982						107,982

「当期末残高」は、貸借対照表の純資産の部と一致する。

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 〇〇〇〇株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当なし

(3) 剰余金の配当

令和〇〇年〇〇月〇〇日	定時株主総会
①配当総額	〇〇〇〇円
②一株当たりの配当額	〇〇円
③配当原資	利益剰余金

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

- 1 3 賃貸等不動産関係
 (1) 賃貸等不動産の状況

- (2) 賃貸等不動産の時価

- 1 4 関連当事者との取引
 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 1 5 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額

- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

- 1 6 重要な後発事象

- 1 7 連結配当規制適用の有無

- 1 7-2 収益認識関係

- 1 8 その他
 該当なし

記載を要する注記は、次のとおり。

	株式会社			持分会社
	会計監査 人 設置会社	会計監査人なし 公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○…記載要、×…記載不要

(27) 財務諸表(個人用)

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

商号又は名称 ひろしま工務店

資産の部 (単位:千円)

I 流動資産

現金預金	11,148	①
受取手形	2,916	②
完成工事未収入金	2,927	③
有価証券	400	④
未成工事支出金	3,824	⑤
材料貯蔵品	2,700	⑥
その他		⑦
貸倒引当金	△	⑧
流動資産合計	23,915	I (①+…+⑦-⑧)

各勘定科目の千円単位の金額を合算するのではなく、円単位の金額を合算した後、千円単位で記載する。

II 固定資産

建物・構築物	415	⑨
機械・運搬具	5,115	⑩
工具器具・備品	1,559	⑪
土地	3,085	⑫
建設仮勘定		⑬
破産更生債権等		⑭
その他		⑮
固定資産合計	10,174	II (⑨+…+⑮)

資産合計 34,089 A (I+II)

負債純資産合計と一致する。

負債の部

I 流動負債

支払手形	2,012	⑯
工事未払金	2,724	⑰
短期借入金	2,735	⑱
未払金	1,342	⑲
未成工事受入金	1,911	㉑
預り金	48	㉒
引当金	413	㉓
その他	168	㉔
流動負債合計	11,353	I (⑯+…+㉔)

II 固定負債

長期借入金	5,625	㉕
その他		㉖
固定負債合計	5,625	II (㉕+㉖)
負債合計	16,978	B (I+II)

純資産の部

期首資本金	14,171	㉗
事業主借勘定	471	㉘
事業主貸勘定	△ 2,434	㉙
事業主利益	4,903	㉚
純資産合計	17,111	III (㉗+㉘+㉙-㉚)
負債純資産合計	34,089	C (I+II+III)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜処理方式

消費税相当額の会計処理方式を記載する。

損 益 計 算 書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

商号又は名称 ひろしま工務店

（単位：千円）

I 完成工事高	70,832 I	
II 完成工事原価		
材料費	17,636 ①	
労務費	15,096 ②	
(うち労務外注費)		
外注費	13,610 ③	
経費	14,442 ④	60,784 II (①+…+④)
完成工事総利益 (完成工事総損失)		10,048 A (I - II)

III 販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1,110 ⑤	
退職金	887 ⑥	
法定福利費	240 ⑦	
福利厚生費	279 ⑧	
修繕維持費	470 ⑨	
事務用品費	214 ⑩	
通信交通費	52 ⑪	
動力用水光熱費	147 ⑫	
広告宣伝費	91 ⑬	
交際費	561 ⑭	
寄付金	— ⑮	
地代家賃	149 ⑯	
減価償却費	210 ⑰	
租税公課	424 ⑱	
保険料	137 ⑲	
雑費	222 ⑳	5,193 III (⑤+…+⑳)
営業利益 (営業損失)		4,855 B (A - III)

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字（消費税抜きの会計処理方法の場合は、消費税額分を差し引いた数字）と一致する。

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	209 ㉑	
その他	79 ㉒	288 IV (㉑+㉒)

V 営業外費用		
支払利息	240 ㉓	
その他	— ㉔	240 V (㉓+㉔)
事業主利益 (事業主損失)		4,903 C (B + IV - V)

貸借対照表の純資産の部の「事業主利益」の額と一致する。

(28) 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成4年 4月 1日	㈱〇〇組設立（資本金 3,000,000円）
	平成4年 8月 5日	株式会社に組織変更、資本金の増資（資本金 10,000,000円）
	平成7年 3月 31日	呉営業所廃止
	平成8年 4月 1日	〇〇建設㈱に商号変更、資本金の増資（資本金 20,000,000円）
	年 月 日	
	年 月 日	

「創業以後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	平成4年 8月 5日	広島県知事許可（般-4）第54321号（土木工事業、とび・土工工事業）
	平成15年 7月 15日	広島県知事許可（特-15）第54321号（土木工事業、とび・土工工事業）
	平成15年 7月 15日	広島県知事許可（般-15）第54321号（造園工事業）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法に基づく最初の登録及び許可については、その番号を付して必ず記載する。更新については記載不要

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	

過去5年間について、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(29) 所属建設業者団体

様式第二十号の二（第四条関係）

（用紙A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
(社)〇〇建設業協会	平成4年4月1日
<p>「建設業者団体」とは、社団又は財団で、建設業法に基づき大臣又は知事に届け出た団体をいう。 未加入の場合は「なし」と記載する。</p>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

(30) 主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	〇〇銀行〇〇支店	〇〇信用金庫〇〇支店	ゆうちょ銀行
各金融機関とも本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載する。			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

8 各種確認資料について

(1) 確認資料全般についての留意事項

許可申請等に伴い添付する確認資料については、個人情報の保護の観点から次の事項に留意してください(写しは、鮮明なものを添付してください)。

- ① 本籍(登記されていないことの証明書・身分証明書を除く)、個人の所得、申請者等の家族の情報など、許可申請等に直接関係のない情報についての記載がないもの、もしくはマスキングしたものを添付してください。
- ② このため、住民票等を添付する場合は、あらかじめ①に関する情報の記載を省略したものの交付を受けてください。

(2) 営業所の所有権又は使用权について

営業所の所有権又は使用权について、次により確認します。

- ① 申請者所有又は賃貸借の場合
事務所の外観写真を貼り付けた用紙の余白に「自己所有」又は「賃貸借」の別を記載する(確認資料は不要)。
- ② 公営住宅を営業所としている場合
個人事業主の住所と営業所の所在地が同一であっても、公営住宅を営業所としているときは、公営住宅を管理する県又は市町等が営業所として使用することを承諾していることが確認できる書類(目的外使用許可証(写)等)を添付してください。

(3) 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」について

次の者については「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」を提出してください。

※ 申請日前3か月以内に発行されたものであることが必要です。

申請者が法人である場合	役員、施行令第3条に規定する使用人、規則第7条第1号に規定する常勤役員等(執行役員等役員以外の場合)
申請者が個人である場合	事業主(法定代理人(法人である場合はその役員)を含む)、施行令第3条に規定する使用人

① 「登記されていないことの証明書」

※ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書で、法務局及び地方法務局(広島県においては広島法務局になります。出張所及び支局では取り扱っていません。)において交付を受けてください。

② 「身分証明書」

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において交付を受けてください。

【登記されていないことの証明書(見本)】

登記されていないことの証明書	
①氏名	広島 太郎
②生年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
③住所	広島県広島市中区基町 10-52
④本籍	広島県広島市中区基町 10-52

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
東京法務局 登記官 〇〇 〇〇

住所又は本籍のいずれかを記載する。

[広島法務局の所在地等]
〒730-8536
広島市中区上八丁堀 6-30
電話：082-228-5201(代表)

【身分証明書(見本)】

身分証明書	
本籍	広島県広島市中区基町 10-52
本人氏名	広島 太郎
生年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2 後見の登記の通知を受けていない。	
3 破産の宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 広島市中区長 〇〇 〇〇	

登記されていないことの証明書の取得にあたり外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に国籍の入った証明書の交付を受けてください。(これにより身分証明書の添付が免除されます。)また、この場合、氏名欄には本国名の記載が必要です。

(4) 「常勤役員等証明書」、「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」及び「営業所技術者等証明書」について

「常勤役員等証明書」、「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」及び「営業所技術者等証明書」に添付していただく各種の確認資料を P73 以降に掲載しています。

(5) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」について

常勤性、現住所、営業所等の代表者の権限に係る確認資料(健康保険証、住民票、委任状等)は、不要です。

営業所への通勤が困難と思われる場合などは、追加資料を求めることがあります(通勤方法の確認できる書類：定期券(写)、ETC利用履歴など)。

(6) 「健康保険等の加入状況」について

健康保険等の加入状況については、次のとおり確認します。いずれも申請時の直前の資料を添付してください。

① 健康保険及び厚生年金保険

次のいずれかの資料を添付してください。健康保険及び厚生年金保険それぞれの加入状況が確認できることが必要です。

ア 保険料の納入に係る領収証書(写)、若しくは納入証明書又は納入確認書(写)

イ アに準ずる資料(次のいずれかの資料)

- ・被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書(写)
- ・被保険者月額算定基礎届の届出後の採用者がいる場合には標準報酬決定通知書及び被保険者資格取得届(写)

● **「全国土木建築国民健康保険組合」等に加入している場合**

適用事業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が、年金事務所長の承認を受けて、「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険組合に加入している場合は、「保険加入の有無」欄には「2(適用除外)」と記載します。この場合、厚生年金加入の確認資料にあわせて、職員全員分の健康保険適用除外承認申請書(受付印のあるもの)(写)又は保険料の納入に係る領収証書(写)若しくは納入証明書(写)を添付してください。

● **法人設立後間もない場合**

法人設立後間もないため、ア又はイに係る資料が添付できない場合には、申請時には日本年金機構に届け出た被保険者資格取得届(受付が確認できるものに限る。)(写)を添付し、ア又はイに係る資料が発行され次第、追加で提出してください。

② **雇用保険**

次のいずれかの資料を添付してください。

ア 労働保険概算・確定申告書(写)、及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書(写※1)、又は労働保険加入・保険料等納付証明書

イ アに準ずる資料(次のいずれかの資料を**職員全員分**※2)

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)
- ・雇用保険被保険者証(写)

※1 期別納付額が全期でない場合は、直近の領収済通知書

※2 発行されてから一定の期間が経過している場合(概算・確定申告時期の経過後)には、申請日時点の状況を確認するため、アの資料の追加提出を求める場合があります。また、イを提出する場合などで提出書類に労働保険番号の記載がない場合は、労働保険番号が分かる書類を窓口で提示してください。

● **保険料を口座振替により支払っている場合**

保険料を口座振替により支払っているため、「領収済通知書」が添付できない場合には、労働局から送付される「労働保険料等の口座振替納付結果のお知らせ」を添付してください。

● **労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合**

労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合には、「労働保険料等納入通知書」及び「労働保険料等領収書」(直近分)を添付してください。

● **法人等設立等後間もない場合**

法人等設立等後間もないため、ア又はイに係る資料が添付できない場合には、「雇用保険適用事業所設置届」の事業主控(写)を添付し、ア又はイに係る資料の発行後に、追加で提出してください。

☆ 健康保険等の加入義務等

制度の詳細、加入手続き等については、年金事務所又はハローワーク、労働局にお問い合わせください。

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	医療保険	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	協会けんぽ、健康保険組合等 ※1	厚生年金	雇用保険
	—	役員等			— ※2
個人事業主	5人～	常用労働者	協会けんぽ、健康保険組合等 ※1	厚生年金	雇用保険
	1人～4人	常用労働者	国民健康保険	国民年金	
	—	事業主、一人親方			— ※2

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(全国土木建築国民健康保険組合等)に加入する場合があります。

※2 法人の代表者の同居親族、個人事業主の同居親族などについても適用が除外されます。

常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の確認資料

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">常勤役員等(経営業務の管理責任者)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">験</p>	<p>1 経營業務の管理責任者としての経験(規則第7条第1号イ(1)該当)</p> <p>(1) 個人事業主の経験 ①から④のいずれか又は組み合わせによる。</p> <p>① 許可通知書(写)</p> <p>② 所得税の確定申告書(写)【職業欄に建設業の記載のあるもの】</p> <p>③ 契約書、注文書(写)【建設工事であることが確認できるもの】</p> <p>④ ②又は③が提出できない場合は、所定様式の発注証明書【立入調査・証明者に確認する場合があります】</p> <p>※ ①のみによる場合は必要期間分。②、③又は④のみ若しくは①から④の組み合わせによる場合は、必要年数5年の場合は直近の1、3、5年のものが必要</p> <p>(2) 法人の常勤役員の経験 ①及び②</p> <p>① 登記事項証明書(必要年数分の役員経験が確認できるもの)</p> <p>② 次のア～エのいずれか又は組み合わせによる。</p> <p>ア 許可通知書(写)</p> <p>イ 法人税の確定申告書(写)【事業種目欄に建設業の記載があるもの】</p> <p>ウ 契約書、注文書(写)【建設工事であることが確認できるもの】</p> <p>エ イ又はウが提出できない場合は、所定様式の発注証明書【立入調査・証明者に確認する場合があります】</p> <p>※ アのみによる場合は必要期間分。イ、ウ又はエのみ若しくはアからエの組み合わせによる場合は、必要年数5年の場合は直近の1、3、5年のものが必要</p> <p>(3) 個人の支配人経験 ①及び②</p> <p>① 「支配人登記」の登記事項証明書</p> <p>② (1)個人事業主の経験に準じる。</p> <p>(4) 支店又は営業所の長の経験 ①及び②</p> <p>① 建設業法上の営業所の長の経験の場合</p> <p>ア 建設業許可申請書(別紙二(1)又は別紙(2)、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表)(写)</p> <p>イ 変更届出書(建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表)(写)</p> <p>※ 必要経験期間の経験が確認できるもの</p> <p>② ①以外の営業所長の経験の場合</p> <p>契約書、注文書(写)【建設工事の契約締結権限を持つ営業所長の経験であることが確認できるもの】</p> <p>※ 必要年数5年の場合は直近の1、3、5年のものが必要。</p> <p>2 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつての執行役員等としての経営管理経験 (規則第7条第1号イ(2)該当)</p> <p>確認資料については、申請窓口へお問い合わせください。</p> <p>3 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつての補佐経験(規則第7条第1号イ(3)該当)</p> <p>確認資料については、P75を参照してください。</p>	<p>いずれの経験も建設業の業種は問いません。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">常勤役員等+補佐</p>	<p>4 役員等としての経験(規則第7条第1号ロ(1)該当)</p> <p>(1) 建設業に関する役員等の経験</p> <p>【法人の役員等の経験】登記事項証明書(建設業について必要年数分の役員経験が確認できるもの)</p> <p>【個人事業主の経験】所得税の確定申告書(建設業に係る事業所得の申告書で必要年数分)</p> <p>※ 登記事項証明書の目的欄、もしくは確定申告書職業欄で建設業についての確認ができない場合は1(1)～2に準ずる資料を必要期間分(最低2年)。2年分の場合は直近の1、2年のもの、3年分の場合は直近の1、3年のもの、4年分の場合は直近の1、3、4年のもの、5年分の場合は直近の1、3、5年のもの</p> <p>(2) 建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位の経験 ①から④すべて</p> <p>※ 建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当した経験に限ります。</p> <p>① 使用者の申立書</p> <p>② 組織図(経験した期間分。使用者が証明する)</p> <p>③ 業務分掌規程、過去の稟議書他担当した業務内容が分かるもの</p> <p>④ 人事発令書他経験した期間が分かるもの</p> <p>5 役員等としての経験(規則第7条第1号ロ(2)該当)</p> <p>(1) 建設業に関する役員等の経験</p> <p>4(1)と同じ</p> <p>(2) 建設業以外に関する役員等の経験</p> <p>【法人の役員等の経験】登記事項証明書(必要年数分の役員経験が確認できるもの)</p> <p>【個人事業主の経験】所得税の確定申告書(事業所得の申告書で必要年数分)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補佐人</p>		<p>6 補佐する者の確認資料(規則第7条第1号ロ(1)(2)該当) (1)及び(2)</p> <p>(1) 常勤役員等を直接に補佐する者である確認 ①及び②</p> <p>① 組織図(申請時点) ② 業務分掌規程(申請時点)</p> <p>(2) 当該建設業者での経験である確認 ①から③すべて</p> <p>① 組織図(経験した期間分) ② 業務分掌規程(経験した期間分)※ 担当業務内容が確認できるもの</p> <p>③ 雇用期間が確認できる資料</p> <p>【雇用期間確認資料例】</p> <p>ア 人事発令書 +直近の社会保険標準報酬決定通知書(写)</p> <p>イ 住民税特別徴収税額通知書(必要年数分すべて) 等</p> <p>※ 雇入れ日と在籍が確認できるものが必要です。源泉徴収票等使用者の証明は不可</p>

常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の確認資料

常 勤 性	<p>1 法人の役員等又は従業員の場合 ①または②</p> <p>① 社会保険標準報酬決定通知書(写)</p> <p>② 社会保険(健康保険・厚生年金保険)資格取得届(写)</p> <p>2 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者)の場合</p> <p>(1) 決算到来後又は雇用保険に加入している場合 ①及び②</p> <p>① 雇用証明書(雇用者の生年月日・雇用開始年月日を記載)</p> <p>② 次のア～エのうちいずれか該当するもの(いずれも写し)</p> <p>ア 雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 若しくは雇用保険被保険者資格取得届</p> <p>イ 直前の法人税の確定申告書及び役員報酬内訳書【法人の役員の場合】 直前の事業主の所得税の確定申告書及び事業専従者欄に記載があるもの【個人の支配人の場合】</p> <p>ウ 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ(相当額のお知らせ)</p> <p>エ ア、イ、ウが提出できない場合は住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票等、常勤性が確認できる所得・報酬の記載されたもの</p> <p>(2) 新規採用、決算未到来であり、かつ雇用保険の適用が除外されている場合等 ①及び②</p> <p>① 雇用証明書(雇用者の生年月日・雇用開始年月日を記載)</p> <p>② 次のア又はイ(イはアが提出できない場合に限る)</p> <p>ア 厚生年金保険70歳以上被用者該当届(該当届)(追って該当届に対する相当額のお知らせを添付)</p> <p>イ 給与台帳(写。出勤日数・控除額等から常勤性が確認できない場合、個別に追加資料を求めます。)</p> <p>3 個人事業主本人又は支配人の場合 ①及び必要な場合②</p> <p>① 申立書(常時当該申請者の業務に従事しており、他の商号若しくは名称を用いた営業又は他者への勤務をしていない旨を記載)</p> <p>② 後期高齢者医療制度被保険者の場合は、直前の所得税の確定申告書(写)</p>
現住所	<p>営業所への通勤が困難と思われる場合などは、追加資料を求めることがあります。</p> <p>通勤方法の確認できる書類(定期券の写し、E T C利用履歴など)</p>

※ 出向者の場合は、確認資料が必要です(P80)。

※ 法第7条第1号に規定する役員が「これらに準ずる者」(P17～18)の場合は、確認資料が必要です(P80)。

経營業務の管理責任者の補佐経験について

1 経營業務を補佐した経験とは

経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役、若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる①資金の調達、②技術者及び技能者の配置、③下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験をいいます。

2 職制上の地位

次の事項を総合的に勘案して判断します。

- (1) 営業取引上対外的に責任を有する地位にある者の直属の補佐であること。
- (2) 法人の場合、部長制の場合は部長、部長制がない場合は課長、職制がない場合は、その地位に次ぐと客観的に認められる者。

3 補佐経験を認める際の基準及び確認資料

(1) 特例的に救済が必要な場合

補佐経験を認める際の基準(具体例)	確 認 資 料
1 許可を有する実質的に個人に近い小規模な有限会社等の経營業務の管理責任者(以下「経管」)が死亡し、役員である子等の補佐経験を認めなければ他に経管となる者がいない等、許可の廃業に追いつまれないよう特例的に救済が必要な場合	① 戸籍謄本 ② 使用者の申立書 ③ 組織図 ④ 建設業の経験について、次のア～エのいずれか又は組み合わせ ア 許可通知書(写) イ 所得税の確定申告書(写)【職業欄に建設業の記載のあるもの】 ウ 契約書、注文書(写)【建設工事であることが確認できるもの】 エ イ又はウが提出できない場合は所定様式の発注証明書 【立入調査・証明者に確認する場合があります】 ※ アのみによる場合は6年分。イ、ウ又はエのみ若しくはアからエの組み合わせによる場合は、直近の1、3、5、6年のものが必要。
2 許可を有する個人事業主の死亡により事業を補佐していた者が承継する等、許可の廃業に追いつまれないよう特例的に救済が必要な場合	① 戸籍謄本 ② 本人の申立書 ③ 1④に同じ
※従前の経管の親、配偶者、子(その配偶者を含む。以下、孫、兄弟についても同じ。)、孫、兄弟に限る。	

(2) その他の場合

補佐経験を認める際の基準(具体例)	確 認 資 料
1 法人の経管が死亡又は退任し、その会社の部長を役員とする等、法人での補佐経験について経管と同様の経験を厳格に求める場合	① 使用者の申立書 ② 組織図 ③ 取締役会議事録+登記事項証明書(経験必要期間分)又は当時の役員の上半数の申立書+登記事項証明書(経験必要期間分) ④ (1) 1④に同じ
2 個人事業主から独立して子等が事業を開始する際、補佐経験について経管と同様の経験を厳格に求める場合	① 使用者の申立書 ② 所得税の確定申告書及び事業専従者欄に記載があるもの(写) ②を提出できない場合は、取引業者の証明書及び、次のア～ウのいずれか又は組み合わせ ア 許可通知書(写) イ 契約書、注文書(写)【建設工事であることが確認できるもの】 ウ ア又はイが提出できない場合は所定様式の発注証明書 ※ アのみによる場合は6年分。イ又はウのみ若しくはアからウの組み合わせによる場合は、直近の1、3、5、6年のものが必要

※ 「使用者の申立書」、「本人の申立書」には、補佐の職務経験内容を具体的に記載してください。

※ 「組織図」は、補佐経験者の勤務期間中の地位が確認でき、当該法人等の証明のあるものを添付してください。(補佐経験者・取締役等の地位・職制等に変更がある場合は、その都度の組織図を添付してください。)

※ 「取締役会議事録」は、経営方針及び運営に関し意見を述べたもので、登記事項証明書とともに、過去に遡って1、3、5、6年のものを添付してください。

※ その他、常勤性の確認資料が必要です。

営業所技術者等の確認資料		
	一般建設業許可	特定建設業許可
要件	<p>1 法第7条第2号イ該当 指定学科卒業+実務経験による場合</p> <p>① 卒業証明書(原本)又は卒業証書(写、ただし窓口で原本提示)</p> <p>② 実務経験証明書(確認資料としてア又はイのいずれかを添付する)</p> <p>ア 契約書、注文書(写)</p> <p>イ 契約書等の提出ができない場合は、所定様式の発注証明書【立入調査・証明者への確認する場合があります】</p> <p>※ ア、イは、必要年数3年の場合は直近の1、3年、必要年数5年の場合は直近の1、3、5年のものが必要</p> <p>2 法第7条第2号ロ該当 10年以上の実務経験による場合</p> <p>1②による</p> <p>※ ア、イは、直近の1、3、5年のものが必要</p> <p>3 法第7条第2号ハ該当 一定の国家資格取得者による場合</p> <p>免状等(写)→窓口で原本提示が必要</p> <p>なお、資格によっては1②が必要</p>	<p>1 法第15条第2号イ該当 一級の国家資格取得者による場合</p> <p>免状等(写)→窓口で原本提示が必要</p> <p>2 法第7条第2号イ・ロ・ハのいずれかに該当+法第15条第2号ロ該当 指導監督的実務経験による場合</p> <p>① 左欄1から3のいずれかの確認資料</p> <p>② 指導監督的実務経験証明書</p> <p>③ 実務経験の内容欄に記載した工事全ての契約書(写)及び当該契約の施工体制が確認できる資料</p> <p>3 法第15条第2号ハ該当 大臣特別認定者による場合</p> <p>認定書(写)→窓口で原本提示</p> <p>※ 有効期間が定められているものについては、更新申請であっても、申請時に有効であるか確認するため、認定書(写)の添付が必要</p>
		<p>監理技術者資格者証(写)→窓口で原本提示が必要</p> <p>※ 1～3の書類は不要。ただし、法第7条第2号イ又はハ該当+法第15条第2号ロ該当により資格を取得し、資格者証の「有する資格」に「実経」と記載されている場合、卒業証明書等や免状等の写しが必要(窓口での原本提示は不要)</p>
専任性	<p>1 法人の場合 ①または②</p> <p>① 社会保険(健康保険・厚生年金保険)資格取得届(写)</p> <p>② 社会保険標準報酬決定通知書(写)</p> <p>2 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者)の場合</p> <p>(1) 決算到来後又は雇用保険に加入している場合 ①及び②</p> <p>① 雇用証明書(雇用者の生年月日・雇用開始年月日を記載)</p> <p>② 次のア～エのいずれか(いずれも写して、エはア～ウが提出できない場合に限る)</p> <p>ア 雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)若しくは雇用保険被保険者資格取得届</p> <p>イ 直前の法人税の確定申告書及び役員報酬内訳書【法人の役員の場合】 直前の事業主の所得税確定申告書及び事業専従者欄に記載があるもの【個人の事業主以外の場合】</p> <p>ウ 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ(相当額のお知らせ)</p> <p>エ ア～ウが提出できない場合は、住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票等、専任性が確認できる所得・報酬の記載されたもの</p> <p>(2) 新規採用、決算未到来であり、かつ雇用保険の適用が除外されている場合等 ①及び②</p> <p>① 雇用証明書(雇用者の生年月日・雇用開始年月日を記載)</p> <p>② 次のア又はイ(いずれも写して、イはアが提出できない場合に限る)</p> <p>ア 厚生年金保険70歳以上被用者該当届(該当届)(追って該当届に対する相当額のお知らせを添付)</p> <p>イ 給与台帳(出勤日数・控除額等から常勤性が確認できない場合、個別に追加資料を求めます。)</p> <p>3 個人事業主本人の場合 ①及び必要な場合②</p> <p>① 申立書(常時当該申請者の業務に従事しており、他の商号若しくは名称を用いた営業又は他者への勤務をしていない旨を記載)</p> <p>② 後期高齢者医療制度被保険者の場合は、直前の所得税の確定申告書(写)</p>	
現住所	<p>営業所への通勤が困難と思われる場合などは、追加資料を求めることがあります。</p> <p>通勤方法の確認できる書類(定期券(写)、ETC利用履歴など)</p>	

※ 出向者の場合は、別途確認資料が必要です(P80)。

建設業の種類別指定学科一覧表
(法第7条第2号イ該当者)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・レンガ・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

営業所技術者等の実務経験の要件緩和について

1 概要

建設業許可に伴う**営業所技術者等**の実務経験については、許可を受けようとする業種と技術的に共通性があれば、他業種の実務経験であっても、次の場合に限っては、許可を受けようとする業種の実務経験として認められます。

2 緩和された業種・緩和基準

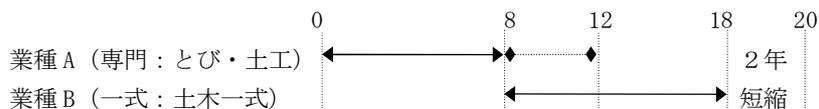
次の業種については、10年の実務経験に加え、次の場合も**営業所技術者等**として認められます。

緩和された業種	緩和基準：それぞれの経験年数について、以下の基準を満たしていること			
1 とび・土工工事	①とび・土工工事	の経験が8年を超え、	②土木一式工事 ②解体工事	の経験と合計して12年以上有する場合 "
2 しゅんせつ工事	①しゅんせつ工事	"	②土木一式工事	"
3 水道施設工事	①水道施設工事	"	②土木一式工事	"
4 大工工事	①大工工事	"	②建築一式工事 ②内装仕上工事	" "
5 屋根工事	①屋根工事	"	②建築一式工事	"
6 内装仕上工事	①内装仕上工事	"	②建築一式工事 ②大工工事	" "
7 ガラス工事	①ガラス工事	"	②建築一式工事	"
8 防水工事	①防水工事	"	②建築一式工事	"
9 熱絶縁工事	①熱絶縁工事	"	②建築一式工事	"
10 解体工事	①解体工事	"	②土木一式工事	"
			②建築一式工事	"
			②とび・土工工事	"

例1 専門工事のみの営業所技術者等となる場合

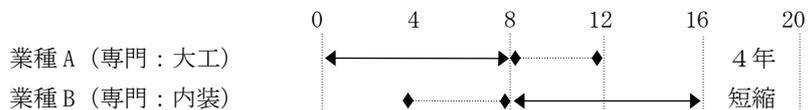


例2 一式工事と専門工事の両方の営業所技術者等となる場合



実務経験年数
とび・土工 8年
土木一式 10年
合計 18年

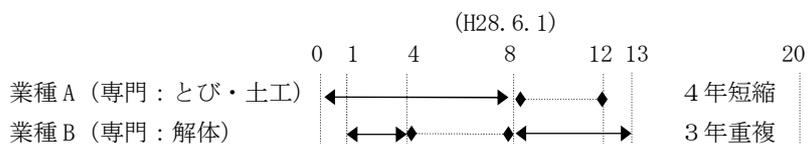
例3 専門工事2業種の営業所技術者等となる場合



実務経験年数
大工 8年
内装仕上 8年
合計 16年

例4 とび・土工工事と解体工事の営業所技術者等となる場合

※H28.6.1までにとび・土工工事業許可で請け負った実務経験8年（うち解体業3年）の場合



実務経験年数
とび・土工 8年
解体業 8年
旧とび(解体) -3年
合計 13年

3 根拠規定

法第7条第2号ハ及び第15条第2号ロ、施行規則第7条の3第2号

4 許可申請の手続き

(1) 営業所技術者等証明書

カラム	項番	コード	
今後担当する 建設工事の種類	64	一般	7
		特定	8
資格区分コード	65	99	

(2) 実務経験証明書、実務経験確認資料

営業所技術者等になろうとする業種の実務経験証明書、実務経験確認資料に加え、緩和措置が認められるために必要となる業種の実務経験証明書、実務経験確認資料もあわせて添付を求めます。

5 経営事項審査の手続き

緩和措置に該当する者は、「その他の技術職員」として評価の対象となります。

(1) 技術職員名簿

カラム	コード
有資格区分コード	099

(2) 技術者の実務経験等内容書

評価対象となる業種の経験内容に加え、緩和措置で認められた他業種の経験内容もあわせて記載してください。

令和5年7月1日施行の営業所技術者等要件の緩和による技術者資格

1 概要

一般建設業について、次の技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（一級一次検定合格者を大学指定学科卒業者と同等、二級一次検定合格者を高校指定学科卒業者と同等。二次検定合格者も同じ。）とみなし、第一次（第二次）検定合格後に一定期間の実務経験を有することにより、営業所技術者等となることが出来ます。（特定建設業は指導監督的実務経験も必要です。）

2 対象の技術検定

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※本要件緩和は指定建設業及び電気通信工事業以外の建設業において適用

3 実務経験証明書、実務経験確認資料

対象の検定種目の合格証明書に加え、緩和措置が認められるために必要となる業種の実務経験証明書の添付が必要です。（実務経験期間の算入は、当該技術検定の合格発表の日以降の経験が対象となります。）

○ 「常勤役員等」、「常勤役員等を直接に補佐する者」、「営業所技術者等」、が「出向者」の場合の常勤性確認資料

1 出向先で健康保険に加入している場合

出向先の社会保険標準報酬決定通知書(写)

2 出向元で健康保険に加入している場合

次の(1)から(3)のすべて

(1) 出向元の社会保険標準報酬決定通知書(写)

(2) 出向協定書(写)

出向元と出向先間の協定書で、「健康保険は出向元で負担しているが、出向先に勤務し、指揮監督権は出向先にある」旨の定めがあるもの

※ 窓口で原本を提示してください。

(3) 出向元による出向証明書(原本)

当該申請・届出のために発行されたもので、次の事項が記載されたもの

① 出向職員名及び生年月日

② 出向先名

③ 出向期間(証明日時点の実績)

④ 証明日(申請日の直近(2週間以内))

⑤ 出向職員が証明日において出向継続中であつた旨の申立て

⑥ 証明者(出向元の代表者)

○ 「常勤役員等」が、「業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等」の場合の確認資料

1 業務を執行する社員等に次ぐ職制上の地位であることの確認書類

組織図その他これに準ずる書類

2 許可を受けようとする建設業の事業部門であることの確認書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

3 具体的な権限委譲を受け業務執行に専念する者であることの確認書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規定、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

9 許可申請の取下げについて

許可を申請した後に、申請者の都合により申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。この場合、許可手数料は還付できません。

10 許可後の留意事項

(1) 許可について

許可の有効期間は**5年間**です。引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間の満了する日の**30日前**までに更新の申請を提出してください。

(2) 変更事項の届出について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更事項を届け出てください。また、決算については、毎事業年度終了後、4か月以内に提出してください。(P85~86)

(3) 廃業届について

許可を受けた建設業の全部又は一部を廃業した場合は、30日以内に廃業届を提出してください。(P100)

個人の許可業者が法人成し、建設業許可が必要な場合には、個人の許可を廃止し、法人として、新規の許可を申請してください(承継に係る認可を受ける場合を除く。)

(4) 経営事項審査について

公共工事への入札参加を希望される場合は、経営事項審査を毎年受けてください。(建設業法第27条の23)

(5) 標識の掲示について

許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請負ったものに限り)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げてください。(建設業法第40条)

標識の記載事項は、店舗にあつては、次の①から④までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては①から⑤までに掲げる事項です。

- ① 一般建設業又は特定建設業の別
- ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ③ 商号又は名称
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名

● 標識の掲示について

許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げてください（建設業法第40条）。

〔店舗に掲げる標識〕

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
3.5 cm 以上	一般建設業又は、 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号 許可年月日
		国土交通大臣 許可()第 知事 号	
		国土交通大臣 許可()第 知事 号	
		国土交通大臣 許可()第 知事 号	
この店舗で営業 している建設業			
40cm以上			

《記載要領》 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消してください。

〔建設工事の現場に掲げる標識〕 ※発注者から直接請け負ったものに限られます

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
2.5 cm 以上	主任技術者の氏名	専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
許可年月日			
35cm以上			

《記載要領》

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載します。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載します。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載します。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載します。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消してください。

〔店舗に掲げる標識〕記載例

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社広島土木		
代表者の氏名	広島 太郎		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許可年月日
一般建設業	造園工事業	広島県知事許可（般-2）第 54321 号	令和〇年〇月〇日
特定建設業	土木工事業 とび・土工工事業	広島県知事許可（特-2）第 54321 号	令和〇年〇月〇日
特定建設業	内装仕上工事業	広島県知事許可（特-30）第 54321 号	令和〇年〇月〇日
この店舗で営業 している建設業	造園工事業 土木工事業 とび・土工工事業 内装仕上工事業		

※ 「許可を受けた建設業」及び「この店舗で営業している建設業」の欄は、法第2条第1項の別表に定められている建設業の種類を記載する。

※ 「許可年月日」の欄は、既に更新をしている場合は、最新の許可年月日とする。

● 建設業許可証明について

発注者に対する入札参加資格申請等のため、現在、有効な許可証明を添付する必要が生じた場合等は、所管する建設事務所で交付していますので申請してください。※広島県知事許可業者に限る。

なお、申請に際しては、1通につき700円の手数料が必要となります。

● 建設業許可申請書の閲覧について

現在、有効な広島県知事の許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

1 閲覧場所

県庁建設産業課	全ての広島県知事許可業者
西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 北部建設事務所	主たる営業所が所管地域にある 広島県知事許可業者 ※所管地域についてはP28

※大臣許可業者は、当場所では閲覧できません。

2 閲覧日・時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）午前9時から午後4時30分

※ 毎月1～10日（1月、5月は1日～13日）は、経営事項審査の受付日であり、事務所が大変混雑しますので、ご承知おきください。

※ 県庁建設産業課では金曜日のみ午前9時から正午までとなります。

11 変更届等の提出

許可を受けた後、次表の変更事由に該当する場合は、次表により、必要な書類を添付した変更届等を届出期間内に提出してください。

(1) 添付書類及び確認資料

変更事項		届出書様式	添付書類・確認資料 ○閲覧書類、●非閲覧書類(左欄も同じ)	届出期間
1	商号・名称	○22-2	●登記事項証明書	変更後 30日 以内
営業所	①名称 (従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載		
	②所在地	○22-2 ※従たる営業所に係る変更の場合は、第二面も記載	●営業所写真(P35) 〔申請者所有又は賃貸借の場合〕 ●営業所写真の用紙の余白に自己所有又は賃貸借の別を記載する(確認資料は不要)。 〔所在地が公営住宅の場合〕 ●当該公営住宅を管理する県又は市町等が営業所として使用することを承諾していることが確認できる書類(目的外使用許可証等)	
	③新設 (従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載	・2②の添付書類及び確認資料 ・6の届出書、添付書類及び確認資料 ・10①の届出書、添付書類及び確認資料	
	④廃止 (従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載	・10②の届出書	
	⑤業種追加 業種廃止	○22-2 ※第二面も記載	・10①②の届出書、添付書類及び確認資料	
3	資本金額	○22-2	●登記事項証明書	
役員等	就任	○22-2	○誓約書(様式第6号) ●登記されていないことの証明書(役員の場合) ●身分証明書(同上) ●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ●登記事項証明書(役員の場合)、法人格のある各種組合等の場合は総会議事録	
	辞任等	○22-2	●登記事項証明書(辞任・退任が確認できるもの)、法人格のある各種組合等の場合は総会議事録	
	代表者(建設業法上の代表者変更に限る)	○22-2	●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ●登記事項証明書	
5	個人事業主、役員等、支配人の氏名(改姓・改名)	○22-2	●〔個人〕…戸籍抄本又は住民票抄本 ●〔役員、支配人〕…登記事項証明書	
6 建設業法施行令第3条に規定する使用人(個人の支配人、支店長、営業所長)	新任	○22-2	○誓約書(様式第6号) ●登記されていないことの証明書 ●身分証明書 ●建設業法令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ●登記事項証明書(個人の支配人のみ)	変更後 2週間 以内
	辞任等	○22-2	●登記事項証明書(辞任等が確認できるもの) (個人の支配人のみ)	

変更事項		届出書様式	添付書類・確認資料 ○閲覧書類、●非閲覧書類(左欄も同じ)	届出期間
7 常勤役員等	①変更	○22-2 ●7 又は ●7-2	●常勤役員等の略歴書(別紙) ●登記事項証明書 ●常勤性確認資料(P74) ●経験確認資料(P73) ●〔7-2〕の場合は組織図 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	変更後 2週間 以内
	②削除	○22-2 ●22-3	不要	
8 常勤役員等を直接に補佐する者	変更	○22-2 ●7-2 (第二面から第四面の変更があったもの)	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(別紙2) ●常勤性確認資料(P74) ●経験確認資料(P73) ●組織図 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	
9 健康保険等の加入状況	変更 (変更内容が従業員数のみを除く)	○7-3	○健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ●健康保険等の加入状況の確認資料(P71)	
10 営業所技術者等	①変更追加	○22-2 ※有資格区分の変更の場合22-2は不要 ●8	●P76に掲げる書類 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	
	②削除	○22-2 ●8	(営業所技術者等の交代に伴う削除)	
		○22-2 ●22-3	(営業所の廃止、一部廃業に伴う削除)	
11 決算		○別紙(P93)	○工事経歴書(様式第2号) ○直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ○財務諸表 〔法人〕様式第15~17号の2、17号の3 〔個人〕様式第18~19号 ○事業報告書…株式会社のみ ●納税証明書 法人事業税又は個人事業税 〔変更があった場合のみ提出する書類〕 ○使用人数(様式第4号) ○建設業法令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ○定款 ○健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ※従業員数に変更があった場合のみ	事業年度終了後 4か月以内
12 廃業		●22-4	廃業等の理由が ●(1)の場合、届出者が相続人であることが確認できる戸籍謄本(抄本) ●(2)、(3)、(4)の場合、登記事項証明書	変更後 30日以内

《届出上の留意事項》

- 変更届の提出に当たっては、届出書様式番号の書類及び添付書類・確認資料が、それぞれ必要となります。
- 届出期間は、変更した翌日から起算します。

(2) 届出書類の提出部数

必要部数を主たる営業所を所管する建設事務所へ届出を提出してください。
正本1部+写(営業所を所管する建設事務所の数+届出者用)

(3) 郵送による受付について

次の変更届、廃業届については、郵送による提出ができます。ただし、提出期限までに提出先に届くことが必要です。

なお、郵送により提出する場合には、届出者控えを返送するための**返信用封筒(宛名を明記し切手を貼付したもの)**同封してください。

提出先はP28の建設事務所になります。

○ 郵送での提出が可能な届

- ① 主たる営業所又は従たる営業所の商号又は名称の変更届
- ② 営業所の廃止届(営業所技術者等の削除(様式二十二号の三)を同時に提出する場合に限ります。)
- ③ 資本金額の変更届
- ④ 役員等の変更届(就任、辞任等)(経營業務の管理を適正に行う常勤役員等として証明された者・営業所技術者等の変更届の提出を要しない場合に限ります。)
- ⑤ 代表者の変更届
- ⑥ 施行令第3条に規定する使用人(支配人、支店長、営業所長等)の変更届(経營業務の管理を適正に行う常勤役員等として証明された者・営業所技術者等の変更届の提出を要しない場合に限ります。)
- ⑦ 全部の業種の廃業に係る廃業届

※①～⑦以外の届及び許可申請については郵送での提出は認めていません。
窓口以外での提出を希望される場合は、令和5年1月から運用を開始している電子申請の利用をお願いします。

- 変更届等は届出期間内に提出してください。未提出の変更届等がある場合、更新申請は受理できません。なお、許可要件を欠くこととなった場合には、許可の取り消しとなります。
- 変更届等を提出しなかった場合、虚偽の記載をして提出した場合には、法では罰則(六月以下の懲役又は百万円以下の罰金)が規定されています。

(4) 営業所技術者等証明書(変更)の作成具体例及び留意事項

★許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に代えて、新たな者を営業所技術者等として証明する場合(営業所技術者等の変更)

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
①	A(建)(内) → B(建)(内)	A ⇒ 「4」(交代に伴う削除) B ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加)
②	A(建)(内) → B(建)、C(内)	A ⇒ 「4」(交代に伴う削除) B、C ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加)
③	B(建)、C(内) → A(建)(内)	A ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加) B、C ⇒ 「4」(交代に伴う削除)

★許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等の有資格区分に変更があった場合(有資格区分の変更)

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
A(建)(内) → A(建)(内) [2級建築士] [1級建築士]		A ⇒ 「2」(有資格区分の変更)

★許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等の担当業種に変更があった場合(担当業種の変更)

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
①	A(土)、B(ほ) → A(土)(ほ)	A ⇒ 「2」(担当業種の変更) B ⇒ 「4」(交代に伴う削除)
②	C(建)(内) → C(建)、D(内)	C ⇒ 「2」(担当業種の変更) D ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加)

★婚姻等により氏名に変更があった場合

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
広島 花子 → 福山 花子 [変更前の氏名] [変更後の氏名]		広島 花子 ⇒ 「4」(交代に伴う削除) 福山 花子 ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加)

★許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
【本店】 A(建)(内) → C(建)(内)		A ⇒ 「5」(営業所のみの変更) B ⇒ 「4」(交代に伴う削除)
【甲営業所】 B(建)(内) → A(建)(内)		C ⇒ 「3」(営業所技術者等の追加)

★ 許可業種の一部廃業があった場合

具 体 例		項番 61 欄の該当区分
①	A(土)(と) → A(土)	A ⇒ 「2」(担当業種の変更)
②	B(建)、C(内) → B(建)	B ⇒ 届出不要 C ⇒ 届出書(様式第二十二号の三) による削除の届出

《作成上の留意事項》

- 営業所技術者等(変更)は、項番 61 欄の区分ごとに別葉で作成してください。
- 記載については、P95～98を参照してください。
- 交代に伴う削除の届出と追加(又は担当業種・有資格区分の変更)の届出は、同時に行ってください。

ただし、許可を受けている業種の一部廃業、若しくは営業所の廃止等に伴い削除する場合は、届出書(様式第二十二号の三)と廃業届(様式第二十二号の四)を同時に提出してください。

12 変更届等の作成について

【届出書類の記載例及び記載上の注意事項】

- 申請書用紙の記載要領をご確認いただき、本書の記載例を参考に作成してください。
- 記載文字は、ペン又はボールペンにより楷書で丁寧に記載してください。
- 数字は、すべて算用数字で記載してください。
- 書き間違えた場合は、二本線で消し、訂正してください。（訂正印不要）
- 変更届等は、閲覧書類と非閲覧書類に分けて、それぞれ「とじひも」又は「クリップ」で左綴じしてください。

変更する事項によって添付書類が異なる。

(1) 変更届出書 (第一面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)
00006

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる営業所技術者
 建設業法第15条第2号に規定する営業所に置かれる特定営業所技術者
 について変更があつたので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海支庁長
広島県知事 殿

広島市中区基町10番52号
広島建設株式会社
代表取締役 広島 太郎

届出者

大臣コード
 許可番号 項番
 広島県知事 許可 一般 (02) 第0543211号
 許可年月日 令和02年07月15日
 法人番号

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	株式会社広島土木	広島建設株式会社	R.O.O.O	
資本金額	20,000千円	30,000千円	R.O.O.O	増資
役員等の氏名	宇野 真里	—	R.O.O.O	退任
〃	—	中山 五郎	R.O.O.O	就任

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ ヒロシマケンセツ
 広島建設(株)
 代表者又は個人の氏名のフリガナ
 代表者又は個人の氏名
 主たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 _____ 市区町村名 _____
 主たる営業所の所在地
 郵便番号 _____ 電話番号 _____
 資本金額又は出資総額 (千円)

連絡先
 所属等 _____ 氏名 _____
 庶務課 井上 勉
 電話番号 (082) 228 - 2111
 ファックス番号 (082) 223 - 3593

建設事務所受付印	県受付印
----------	------

該当する番号を○で囲む。

不要のものを消す。

許可番号を記載する。

上記(1)~(8)のうち該当する変更事項を記載する。

変更のあった部分のみ記載する。ただし、「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方の記載が必要です。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

変更の生じた年月日を記載する。

申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記載する。
 ★国税庁からの法人番号通知書や法人番号公表サイトで確認の上、記載する。

「従たる営業所に係る変更」、「主たる営業所の業種の変更」の場合は第二面の記載も必要になる。(P92)

変更する事項によって添付書類が異なる。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
00006

変更届出書

(第一面)

該当する番号を○で囲む。

下記のとおりに、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる営業所技術者
 建設業法第15条第2号に規定する営業所に置かれる特定営業所技術者
 について変更があつたので届出をします。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

不要のものを消す。

地方整備局長
北海道開発局長
広島県知事 殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

広島市南区比治山本町16番12号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

届出者

許可番号を記載する。

大臣コード
国土交通大臣 許可 (般) 第 02 号
広島県知事 許可 (般) 第 054321号
令和 02 年 07 月 15 日

変更の生じた年月日を記載する。

法人番号 361234567890123

上記(1)~(8)のうち該当する変更事項を記載する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	広島市中区基町10番52号	広島市南区比治山本町16番12号	R.O.O.O	本店
営業所の業種の廃止	土木事業、とび・土工事業 内装工事、造園工事	土木事業、とび・土工事業 内装工事	R.O.O.O	本店
営業所の業種の追加	土木事業、とび・土工事業	土木事業、とび・土工事業 造園工事	R.O.O.O	福山営業所
常勤役員等の変更	広島 太郎	小林 一郎	R.O.O.O	
令第3条に規定する使用人	岡本 士郎	大和 武司	R.O.O.O	
営業所技術者等	岡本 士郎	加藤 五郎	R.O.O.O	福山営業所
営業所技術者等	—	岡本 士郎	R.O.O.O	本店

申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記載する。
★国税庁からの法人番号通知書や法人番号公表サイトで確認の上、記載する。

変更のあった部分のみ記載する。ただし、「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方の記載が必要です。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37
 商号又は名称 38
 代表者又は個人の氏名のフリガナ 39
 代表者又は個人の氏名 40
 主たる営業所の所在地市区町村コード 41 34103 都道府県名 広島県 市区町村名 広島市南区
 主たる営業所の所在地 42 比治山本町16-12
 郵便番号 43 732-0816 電話番号 082-250-8151
 資本金額又は出資総額 44 (千円)

連絡先
 所属等 氏名
 庶務課 井上 勉
 電話番号 (082) 250-8151
 ファックス番号 (082) 223-3593

建設事務所受付印 県受付印

「従たる営業所に係る変更」、「主たる営業所の業種の変更」の場合は第二面の記載も必要になります。(P92)

この様式は、決算変更届出として使用する。

(3) 変更届出書 (決算変更届)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

提出年月日を記載する。

許可番号 広島県知事許可〔般特 - 02〕第 54321 号

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

許可番号を記載する。

所在地 広島市中区基町10番52号
届出者 商号又は名称 株式会社広島土木
代表者氏名 代表取締役 広島 太郎

広島県知事様

事業年度（第13期 令和○年8月1日から令和○年7月31日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

添付する書類について、該当する番号を○で囲む。

記

- ① 工事経歴書
- ② 工事施工金額
- ③ 貸借対照表及び損益計算書
- ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
- ⑤ 事業報告書
- ⑥ 附属明細表
- ⑦ 法人税納付済額証明書
- ⑧ 所得税納付済額証明書
- ⑨ 事業税納付済額証明書
- ⑩ 使用人数
- ⑪ 令第3条に規定する使用人の一覧表
- ⑫ 定款
- ⑬ 健康保険等の加入状況

(13)は既に提出の表に記載された「保険加入の加入状況」の従業員数にのみに変更があった場合、提出する。
※加入状況に変更があった場合は、様式第7号の3により変更から2週間以内の届出が必要です。(P85、86)

(10)～(13)は変更がなければ省略可能。

申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記載する。
★国税庁からの法人番号通知書や法人番号公表サイトで確認の上、記載する。

記載要領

(1)から(13)までの事項について、該当するものの番号を○で囲むこと。

建設事務所受付印	県 受 付 印

P43「常勤役員等証明書」の記載例を参照する。

(4) 常勤役員等証明書

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)
00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**
経験年数 **平成1年4月から15年4月まで 満14年0月**
証明者と被証明者との関係 **役員**
備考

令和〇年〇月〇日

広島市南区比治山本町16番12号
株式会社ヤマフキ建設
証明者 **代表取締役 山吹 春雄**

不要のものは消す。

変更届出として使用する場合は、「申請者」を消す。

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾ {~~地方整備局長~~
~~広島県知事~~} で第7条第1号イ⁽¹⁾に該当する者であることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
届出者 **代表取締役 広島 太郎**

変更の場合は、「2」を記載する。

申請又は届出の区分 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 **令和〇年〇月〇日**

変更のあった年月日を記載する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

大臣知事コード
許可番号 1 8 3 4 ~~広島県知事~~ 許可(一般) 0 2) 第 0 5 4 3 2 1 号
許可年月日 **令和〇2年07月15日**

許可番号を記載する。

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 コ 2 バ
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 2 0 小 3 林 5 一 6 郎 7 8 9 0
生年月日 **S 4 2 0 5 日**
住所 **安芸郡熊野町〇〇〇**

変更前、変更後の常勤役員等の氏名等を記載する。

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 2 1 3 広 5 島 7 太 9 郎 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
生年月日 **S 2 5 1 0 日**

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

【「区分3」営業所技術者等の追加】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年〇月〇日

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

地方整備局長
北海道庁
北海建設部長
広島県知事 殿

申請者
届出者

区分 6 1 3

項番 6 2 3 4

大臣コード

許可番号 6 2 3 4

国土交通大臣
広島県知事 許可（特一）02第054321号

許可年月日 令和02年07月15日

1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 又は有資格区分の変更
3. 営業所技術者等の追加
4. 営業所技術者等の交替に伴う削除
5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は、消さない。

変更届出として使用する場合は、「申請者」を消す。

区分「3」を記載する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

許可番号を記載する。

P102「営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表」及び P103～106「営業所技術者等資格・免許等コード番号一覧表」を参照して記載する。なお、有資格区分は、今後担当する建設工事の種類に係るもののみ記載する。

「担当する業種」のみを記載する。

新所属のみ記載する。

追加年月日を記載する。

氏名	フリガナ	元号	生年月日	建設業の種類	有資格区分	営業所の名称
カト 加藤 五郎	カトゴロウ	令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	S32年02月05日	1. 土木大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	1. 3 2. 4	福山市引野町二丁目〇番〇号 福山営業所
氏名	フリガナ	元号	生年月日	建設業の種類	有資格区分	営業所の名称
氏名	フリガナ	元号	生年月日	建設業の種類	有資格区分	営業所の名称

【「区分4」営業所技術者等の交替に伴う削除】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年〇月〇日

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

変更届出として使用する場合は、「申請者」を消す。

区分「4」を記載する。

許可番号に記載する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

P102「営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表」及びP103～106「営業所技術者等資格・免許等コード番号一覧表」を参照して記載する。

「現在担当している業種」のみを記載する。

旧所属のみ記載する。

削除年月日を記載する。

地方整備局長
北海道開発局長
広島県知事 殿

区 分 (1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 国土交通大臣 許可（一般）第 第 号 令和 年 月 日

氏名	フリガナ	元号	生年月日	建設業の種類	現在担当している建設業の種類	有資格区分	変更、追加又は削除の年月日	営業所の名称 (旧所属)	営業所の名称 (新所属)
オカ 岡本 士郎	オカモト シロウ	令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	S 3 2 年 0 2 月 0 1 日	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	9	1 3	令和〇年〇月〇日	福山営業所	福山市引野町二丁目〇番〇号
							令和 年 月 日		
							令和 年 月 日		

【「区分5」営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更】

変更・追加の場合は(1)を○で囲む。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
000003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、~~建設業法第七条第2号~~ 建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年〇月〇日

広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

変更届出として使用する場合は、「申請者」を消す。

区分「5」を記載する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

許可番号を記載する。

地方整備局長
北海道開発局長
広島県知事 殿

申請者
届出者

区 分 (1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣
知事

許可年月日 令和〇年〇月〇日

許可番号 第〇〇〇〇〇〇号

P102「営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表」及び P103~106「営業所技術者等資格・免許等コード番号一覧表」を参照して記載する。なお、区分「5」の場合、変更前、変更後とも同じ建設工事の種類、有資格区分コードになる。

担当する営業所が変更した年月日を記載する。

氏名	項番	フリガナ	元号	生年月日
<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="オ"/> <input type="text" value="カ"/> <input type="text" value="岡"/> <input type="text" value="本"/> <input type="text" value="士"/> <input type="text" value="郎"/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/>	オカモト シロウ	令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	S 3 2 年 0 2 月 0 1 日
今後担当する建設工事の種類	現在担当している建設工事の種類	有資格区分	変更、追加又は削除の年月日	営業所の名称 (旧所属)
<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/>	令和〇年〇月〇日	福山営業所
営業所技術者等の住所	営業所技術者等の住所	営業所の名称 (新所属)	営業所の名称 (新所属)	
広島市東区牛田新町二丁目〇番〇号	本店			

区分「5」の場合、この部分のみが変更になる。

(7) 廃業届

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)
00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

区分に応じて「1」又は「2」を記載する。

~~地方整備局長~~
~~北備道開発局長~~
広島県知事 殿

届出者 広島市中区基町10番52号
株式会社広島土木
代表取締役 広島 太郎

届出の区分 項 業 種
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業)
2. 一部の業種の廃業)

廃業する業種を上段に、これを含めた現在有効な許可業種を下段に、一般「1」、特定「2」の区分により記載する。

大臣コード
知事
許可番号 5 5 3 4 博士交通大臣 許可 (一般) 第 0 2 第 0 5 4 3 2 1 号 令和 0 2 年 0 7 月 1 5 日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

記
廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 2 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
2 (2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 令和 〇 年 〇 月 〇 日

枠内は、記載しない。

廃業等の年月日を記載し、理由について該当する番号を○で囲む。

【備考】

廃業等の年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

建設事務所受付印	県受付印

13 各種コード番号表

許可申請書等の作成に当たって必要な各種のコード表を掲載しています。

広島県市区町村コード番号表

《令和6年4月1日現在》

市区町村コード	市区町村	建設事務所（支所）
34101	広島市中区	西部建設事務所
34102	広島市東区	
34103	広島市南区	
34104	広島市西区	
34105	広島市安佐南区	
34106	広島市安佐北区	
34107	広島市安芸区	
34108	広島市佐伯区	
34215	江田島市	
34302	安芸郡府中町	
34304	安芸郡海田町	
34307	安芸郡熊野町	
34309	安芸郡坂町	
34211	大竹市	
34213	廿日市市	
34368	山県郡安芸太田町	
34369	山県郡北広島町	
34202	呉市	西部建設事務所呉支所
34212	東広島市	西部建設事務所東広島支所
34203	竹原市	
34431	豊田郡大崎上崎町	東部建設事務所
34204	三原市	
34205	尾道市	
34462	世羅郡世羅町	
34207	福山市	
34208	府中市	
34545	神石郡神石高原町	北部建設事務所
34209	三次市	
34210	庄原市	
34214	安芸高田市	

営業所技術者等証明書における建設業の種類・
有資格区分のコード番号表

【一般建設業許可の場合】

		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	01
	ロ (実務経験10年以上)	4	02
	ハ (国家資格者及び大臣特認等)	7	※

※ P103～106 資格表のうち○と◎のもの及び「99」

【特定建設業許可の場合】

		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第15条第2号イ (国家資格者)		9	☆
法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験)	法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	01
		ロ (実務経験10年以上)	02
		ハ (国家資格者及び大臣特認等)	★
法第15条第2号ハ (大臣特認)		同号イと同等	03
		同号ロと同等	04

☆ P103～106 資格表のうち◎のもの

★ P103～106 資格表のうち○のもの及び「99」

◎：特定建設業(法第15条第2号イ該当)の資格 ○：一般建設業(法第7条第2号ハ該当)の資格 ■：特定建設業指定7業種

根拠法令等	コード	資格区分	建設業の業種																																	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					
「技術士試験」	技術士法 登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	◎				◎		◎					◎	◎								◎							◎	*2				
		42	建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びびコンクリート」)	◎				◎		◎		◎				◎	◎								◎							◎	*2			
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎				◎																												
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)							◎															◎											
		45	機械・総合技術監理(機械)																					◎												
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									◎												◎												
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)									◎																								
		48	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)									◎																◎		◎						
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎					◎									◎																		
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								◎									
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎					◎																		◎									
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									◎																								
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									◎																								
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									◎																								
電気工事士法	免	55	第一種電気工事士																																	
		56	第二種電気工事士(免状交付後要3年実務経験)																																	
電気事業法	状	58	電気主任技術者(第1種～第3種)(免状交付後要5年実務経験)																																	
		59	電気通信主任技術者(資格者証交付後要5年実務経験)																																	
電気通信事業法	資格者証	35	工事担任者(資格者証交付後要3年実務経験)																																	
		65	給水装置工事主任技術者(免状交付後要1年実務経験)																																	
水道法	免	65	給水装置工事主任技術者(免状交付後要1年実務経験)																																	
消防法	状	68	甲種消防設備士																																	
		69	乙種消防設備士																																	

注1 特定建設業の資格を有する者は、一般建設業の資格も有する。

2 特定建設業に係る指定建設業種の特定営業所技術者は◎の者又は大臣特認の者に限る。(■の7業種)

○ 解体工事の経過措置(平成28年6月1日施行)

*2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

○ 工事担任者(令和3年12月27日施行)

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者について、当該合格等後、3年の実務経験を有することで営業所技術者要件を満たす。(令和3年4月1日以降の合格等であることの確認のため、資格者証に加え、試験結果通知書など合格等年月日が記載された書類を添付してください。)

解体工事の実務経験の取扱いについて (01～04、*1*2、57、99)

解体工事業は、平成28年6月1日施行の法改正によりとび・土工工事業から区分新設されたことから、次の例外的な取扱いがあります。

●平成28年5月31日以前に施工した解体工事の実務経験年数は、平成28年6月1日以降、とび・土工工事の実務経験として算入することができます。

●平成28年5月31日までに、とび・土工工事業許可業者として請け負った解体工事の実務経験年数は、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として、二重に計算できます。

●なお、建設リサイクル法施行(平成13年5月30日登録制度施行)以降の解体工事に係る実務経験年数は、建設リサイクル法に基づく解体工事登録(登録不要である場合を除く)又は解体工事業許可(旧とび・土工工事業許可を含む*)で請け負った工事に限り、算入することができます。

※平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可業者となった者が、平成28年6月1日～平成31年(令和元年)5月31日までの間に、とび・土工工事業許可業者として請けた解体工事も含みます。

国土交通大臣が定める登録基幹技能者講習の一覧表

○：一般建設業の資格(法第7条第2号ハ該当)

資格区分	建設業の業種																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
登録型枠基幹技能者			○																											
登録建築大工基幹技能者			○																											
登録建築測量基幹技能者			○																											
登録左官基幹技能者				○																										
登録外壁仕上基幹技能者				○														○	○											
登録橋梁基幹技能者					○							○																		
登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
登録トンネル基幹技能者					○																									
登録機械土工基幹技能者					○																									
登録PC基幹技能者					○							○																		
登録鳶・土工基幹技能者					○																									
登録切断穿孔基幹技能者					○																									
登録エクステリア基幹技能者					○	○					○																			
登録グラウト基幹技能者					○																									
登録運動施設基幹技能者					○																			○						
登録基礎工基幹技能者					○																									
登録標識・路面標示基幹技能者					○														○											
登録土工基幹技能者					○																									
登録発破・破砕基幹技能者					○																									
登録圧入工基幹技能者					○																									
登録送電線工事基幹技能者					○				○																					
登録あと施工アンカー					○																									
登録建築板金基幹技能者								○										○												
登録電気工事基幹技能者									○																					○
登録配管基幹技能者										○																				
登録ダクト基幹技能者										○																				
登録冷凍空調基幹技能者										○																				
登録タイル張り基幹技能者											○																			
登録ALC基幹技能者											○																			
登録鉄筋基幹技能者												○																		
登録圧接基幹技能者												○																		
登録海上起重基幹技能者																		○												
登録硝子工事基幹技能者																		○												
登録建設塗装基幹技能者																			○											
登録防水基幹技能者																				○										
登録内装仕上基幹技能者																					○									
登録保温保冷基幹技能者																							○							
登録ウレタン断熱基幹技能者																							○							
登録造園基幹技能者																								○						
登録さく井基幹技能者																									○					
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○				
登録消火設備基幹技能者																														○
登録解体基幹技能者																														○

※ 登録基幹技能者講習の修了証において、実務経験を有する建設業の種類又は主任技術者の要件を満たす者であると認められた建設業の種類に限り、営業所技術者になることができる。(確認書類は有効期限内である講習終了証)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号

氏 名

(生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類： 工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

12 事業承継の認可について

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（「事業承継」）を行う場合、譲渡人及び譲受人等が、**あらかじめ**当該事業承継について、国土交通大臣又は県知事の**認可を受けた**ときは、譲受人、合併存続法人又は分割承継法人は、当該事業承継の日に、譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人の建設業者としての地位を承継します。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 30 日以内に国土交通大臣又は県知事に申請して、その認可を受けなければなりません。

(1) 申請先

譲渡及び譲受	譲渡人		譲受人	申請先
	①	国土交通大臣許可	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	③		国土交通大臣許可	国土交通大臣
	④		他県知事許可	国土交通大臣

合併	合併消滅法人		合併存続法人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可 (2以上ある場合はそのうちいずれか)	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可と 他県知事許可	—	国土交通大臣
	③	広島県知事許可 (2以上あるときは全て)	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	④		国土交通大臣許可	国土交通大臣
	⑤		他県知事許可	国土交通大臣

分割	分割被承継法人		分割承継法人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可 (2以上ある場合はそのうちいずれか)	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可と 他県知事許可	—	国土交通大臣
	③	広島県知事許可 (2以上あるときは全て)	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	④		国土交通大臣許可	国土交通大臣
	⑤		他県知事許可	国土交通大臣

相続	被相続人		相続人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	③	広島県知事許可	国土交通大臣許可	国土交通大臣
	④	広島県知事許可	他県知事許可	国土交通大臣

※ 「建設業の全部」とは、許可を受けている建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみを、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割、相続することは認められません。許可を受けている建設業の一部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割、相続を行う場合は、当該許可を廃業した上で、再度当該建設業の新規の許可を受ける必要があります。

※ 1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

(2) 提出書類及び確認資料

申請事項	提出様式	添付書類・確認資料(▲必要に応じ) ○閲覧書類、●非閲覧書類(左欄も同じ)
譲渡及び譲受	○22-5※第二面も記載 「譲渡及び譲受け認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「営業所技術者等一覧表」	▲【譲受け人】に係る許可申請の申請書類 P 26 ○ア 閲覧書類のうち 6～16 ●イ 非閲覧書類のうち 1～25 のうち必要書類 ●誓約書(様式第 22 号の 6) ●譲渡及び譲受けに関する契約書の写し(※ 1、2) ●譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
事業承継 合併	○22-7※第二面も記載 「合併認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「営業所技術者等一覧表」	●合併の方法及び条件が記載された書類 ▲【合併存続法人等】に係る許可申請の申請書類 P 26 ○ア 閲覧書類のうち 6～16 ●イ 非閲覧書類のうち 1～25 のうち必要書類 ●誓約書(様式第 22 号の 6) ●合併契約書の写し及び合併比率説明書(※ 1、2) ●合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
分割	○22-8※第二面も記載 「分割認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「営業所技術者等一覧表」	●分割の方法及び条件が記載された書類 ▲【分割承継法人等】に係る許可申請の申請書類 P 26 ○ア 閲覧書類のうち 6～16 ●イ 非閲覧書類のうち 1～25 のうち必要書類 ●誓約書(様式第 22 号の 6) ●分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書の写し及び分割比率説明書(※ 1)) ●分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
相続	○22-10※第二面も記載 「相続認可申請書」 ○別紙一「営業所一覧表」 ○別紙二「営業所技術者等一覧表」	●申請者と被相続人との続柄を証する書類 ▲【相続人】に係る許可申請の申請書類 P 26 ○ア 閲覧書類のうち 6～16 ●イ 非閲覧書類のうち 1～25 のうち必要書類 ●誓約書(様式第 22 号の 11) ●申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

※ 1 株主総会で承認済みのもの(会社法により株主総会の承認が不要の場合を除く)

※ 2 株主総会の承認等を要しない場合は、承認等を要しない場合であることの説明書及び疎明資料

【承継・相続における添付書類早見表】

申請書類は、申請区分(譲渡、合併、分割等)ごとに異なりますので、次表により確認いただき、作成してください(アとイで分けて綴じてください)。

- ◎・・・必要な書類 ○・・・該当があれば必要な書類
 △・・・合併によって設立される法人である場合添付不要な書類
 ▲・・・新設分割によって設立される法人である場合添付不要な書類
 ■・・・譲受人・合併存続法人・分割承継法人・相続人が許可業者である場合に、許可申請・変更届・決算変更届で既に提出したものを記載事項に変更のない場合は省略可能な書類

※ 要件等が確認できない場合は、資料の追加等を別途求める場合があります。

ア 閲覧書類(申請書、添付書類)

綴込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等
1	提出様式	認可申請書	◎	◎	◎	◎	P 30、101
2	提出様式	役員等の一覧表《法人の場合》	◎	◎	◎	—	P 31
3	提出様式	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	P 32
4	提出様式	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	P 34
5	2	工事経歴書	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 36～39
6	3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 40
7	4	使用人数	◎	◎	◎	◎	P 41
8	6	誓約書	◎	◎	◎	◎	P 42
9	11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	P 53、71
10	15～17	財務諸表(法人用)	◎	△ ◎	▲ ◎	—	P 57～63
	18～19	財務諸表(個人用)	◎	—	—	◎	P 64～65
11	20	営業の沿革	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 66
12	20-2	所属建設業者団体	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 67
13	20-3	主要取引金融機関名	◎	◎	◎	◎	P 68
14	—	定款《法人の場合》	◎	◎	◎	—	※ 3

許可申請を参照
記載方法は

イ 非閲覧書類(添付書類、確認書類等)

綴込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等
1	別紙三	バーコードはり付け欄	◎	◎	◎	◎	※手数料は不要
2	—	誓約書《登記事業目的の追加》	○	○	○	—	
3	—	営業所写真	◎	◎	◎	◎	P 35
4	—	登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	※ 1 P 69、70
5	—	身分証明書	◎	◎	◎	◎	P 69、70

綴込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等	
役員等 （いずれか）	6	7	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	P 43、73～75
	7	別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 44
	8	—	経営経験確認資料	◎	◎	◎	◎	P 73
	9	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	※ 4 P 74
	6	7-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	P 45、46、73
	7	別紙1・2	常勤役員等の略歴書・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 47、48
	8	—	経営経験確認資料	◎	◎	◎	◎	P 73
	9	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	※ 4 P 74
	10	8	営業所技術者等証明書	◎	◎	◎	◎	P 50、76、102～106
11	—	専任性確認資料	◎	◎	◎	◎	※ 4 P 76	
12	9	実務経験証明書	○	○	○	○	P 53	
13	—	経験確認資料	○	○	○	○	P 76	
14	—	免状、資格証明書、監理技術者資格者証等写	○	○	○	○	P 76 要原本提示	
15	10	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	P 52	
16	—	経験確認資料	○	○	○	○	P 76	
17	—	建設業法施行令第3条に規定する使用人	○	○	○	○	※ 4 P 70	
18	12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	P 54	
19	13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	P 55 該当者がいない又は役員の場合不要	
20	14	株主(出資者)調書《法人の場合》	◎	◎	◎	—	P 56	
21	—	納税証明書	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	※ 2	
22	—	残高(融資)証明書	○	○	○	○	P 21 申請日前30日以内の日時点のもの	
23	—	登記事項証明書《法人の場合》	◎	△ ◎	▲ ◎	—	申請日前3月以内発行のもの	
24	22-6	誓約書	◎	◎	◎	—		
25	22-11	誓約書	—	—	—	◎		
26	—	その他規則で定められた書類	◎	◎	◎	◎		

※1 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可能です。

※2 県税事務所で交付を受けてください。

法人事業税又は個人事業税の直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面。

なお、事業開始後、決算期の未到来等により、証明が得られない場合には、県税事務所へ提出した事業開始届等(受付印のあるもの)の写しを添付してください。

※3 現行定款が原始定款の場合は、公証もあわせて提出してください。現行定款が原始定款と異なる場合は、原始定款(公証も添付)及び変更決議の議事録(写)、若しくは現行定款(現行定款であることを申請者が証明したもの)を提出してください。

※4 承継元から承継時に常勤役員等や営業所技術者等が移動する場合は、常勤性確認資料については当該承継の日から二週間以内に提出してください。(承継までは承継元での常勤が必要です。)

(3) 申請書類の提出部数

必要部数をご準備いただき、主たる営業所を所管する建設事務所へ申請を行ってください。

正本 1 部 + 写 (営業所を所管する建設事務所等の数 + 届出者用)

(4) 手数料

手数料は必要ありません。

(5) 受付期間

当該承継日の 3 か月前から 45 日前まで申請を受け付けます。

また、承継者・被承継者が建設業許可業者である場合の承継予定日は、それぞれの有効期間が満了する日より、前の日であることを要します。

※ 45 日前までの申請により、認可をお約束するものではありません。補正等に時間を要し、承継の日までに認可できない場合は、廃業及び新規申請等の手続きが必要となります。

(6) 有効期間

認可を受け、譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算されます。

(7) 承継後の書類提出期限

認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、次表のとおり期間内に書類を提出してください。

承継した者	期間	提出書類
・譲受人、合併存続法人、又は分割承継法人(新設分割により設立された法人を除く) ・相続人	当該承継の日から二週間以内	○健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ●健康保険等の加入状況の確認資料(P71)
合併により新設された法人及び分割承継法人(新設分割により設立された法人に限る。)	当該承継の日から二週間以内	○健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ●健康保険等の加入状況の確認資料(P71)
	当該承継の日から30日以内	●登記事項証明書 ○営業の沿革(様式20号) ○所属建設業者団体(様式20号の2)
常勤を要する役員等が承継元から承継先へ移る場合	当該承継の日から二週間以内	●常勤性・専任性確認資料

※提出部数は(3)と同数。

(8) 承継の効果

① 承継の対象

事業承継について認可を受け、事業承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をさします。これには、承継元が受けていた許可だけでなく、承継元が受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に含まれます。

法に定める罰則については、違法行為を実際に行った者に対して適用されるため、違法行為については承継の対象になりません。

② 許可番号について

承継元の許可番号、又は承継前から承継先が広島県知事許可を受けている場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。

どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。